

予算常任委員会

平成21年3月10日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

木 澤 正 男

副 委 員 長

浦 野 圭 司

出 席 委 員

宮 崎 和 彦

伴 吉 晴

嶋 田 善 行

木 田 守 彦

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

芳 村 是

教 育 長

栗 本 裕 美

総 務 部 長

池 田 善 紀

総 務 課 長

佐 藤 滋 生

総 務 課 参 事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

西 卷 昭 男

税 務 課 長

山 崎 善 之

住民生活部長

西 本 喜 一

福 祉 課 長

西 川 肇

国保医療課長

植 村 俊 彦

環 境 対 策 課 長

乾 善 亮

住 民 課 長

清 水 昭 雄

健 康 対 策 課 長

寺 田 良 信

都市建設部長

清 水 建 也

建 設 課 長

加 藤 保 幸

観光産業課長

川 端 伸 和

都 市 整 備 課 長

藤 川 岳 志

都市整備課参事

今 西 弘 至

教 委 総 務 課 長

野 崎 一 也

生涯学習課長

清 水 修 一

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

佃 田 眞 規

会 計 管 理 者

浦 口 隆

会 計 室 長

清 水 孝 悦

議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

(午前 9時00分 開会)

○木澤委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、きのうに引き続きまして審査を行ってまいりたいと思います。

次に、第7款土木費についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第7款土木費につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の112ページから120ページにかけてでございます。

まずその前に、予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。座って説明させていただきます。

15ページをお開きいただきまして、第7款土木費の全体の本年度予算額でございますけれども8億1,632万2,000円で、対前年度4億8,949万円4,000、37.5%の減額となっております。この大きな減少は、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業における公有財産購入費の減額が大きな要因となっております。

それでは112ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1項土木管理費、第1目土木総務費でございます。本年度予算額は8,007万5,000円、前年度より120万7,000円、1.5%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で3,000円、一般財源で8,007万2,000円となっております。主に都市建設部長及び建設課の職員11名に係る人件費でございます。

次に、114ページから115ページにかけての第2項道路橋梁費、第1目道路維持費であります。本年度予算額は4,043万4,000円、前年度より1,392万6,000円、25.6%の減となっております。減額の主な要因は、道路維持舗装補修工事を前年度におきましては13カ所実施するための予算を計上したところでございますが、本年度は6カ所に減少していることによるもので、第15節工事請負費で前年度より1,300万円減額となっております。財源はすべて一般財源でございます。安全で快適に道路を利用していただけるよう、緊急性や道路の損傷状況を見る中で実施しております道路補修に要する経費及び路肩の草刈りや町道の底地整理、あるいは道路情報を電算で管理するシステムの構築と道路を適正に維持管理するための経費が主なものであります。

次に、同じく115ページから116ページにかけての第2目道路新設改良費であり

ます。本年度予算額は１億４５６万１，０００円、前年度より１，６５１万円、１３．６％の減額となっております。これは道路整備を行う対象路線等が前年度と違うことによるものでございます。財源はすべて一般財源でございます。この道路新設改良費による道路整備につきましては、主に地域住民に密着した生活道路の整備を行っております、前年度では町道３０８号線、通称新家目安線の拡幅整備を施工したところでございます。本年度では、稲葉車瀬２丁目地内の町道４６０号線といかるがパークウェイを初めとする幹線道路とのネットワーク化、または道路整備５カ年計画の計画路線の整備に努めてまいります。

１１６ページに記載しております橋梁維持費につきましては、前年度は河藪橋の欄干の塗装補修に要する経費を計上いたしましたが、今年度は該当事業がないことから廃目としております。

続きまして、同じく１１６ページの第３項河川費、第１目河川総務費であります。本年度予算額は５６４万５，０００円、前年度より８１万９，０００円、１７．０％増額でございます。財源はすべて一般財源でございます。これは主に自治会と地域が実施していただきました水路清掃による土砂等を適切に処理するための経費でございます。

続いて１１７ページの第２目河川改良費であります。本年度予算額は４２０万円、対前年度７０万円、２０．０％の増であります。財源はすべて一般財源でございます。高安地域、幸前地域等々の内水排除の機能を向上させるための水路改修に係る経費であります。

続きまして１１７ページから１１９ページにかけての第４項都市計画費、第１目都市計画総務費であります。本年度は８，５９７万円を計上しております。前年度と比較して６２１万６，０００円、６．７％の減となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で１３８万５，０００円、その他で２８万５，０００円、一般財源で８，４３０万円となっております。国・県支出金の内訳といたしましては、国庫支出金で３０万円、県支出金で１０８万５，０００円となっております。主なものといたしましては、都市整備課の職員９人の人件費ほか、いかるがパークウェイ事業の整備促進に係る経費、都市計画道路法隆寺線整備事業に係る事業費及びＪＲ法隆寺駅南北自由通路及び駅前広場の維持管理経費、既存木造住宅耐震診断の支援事業費、都市計画マスタープラン策定経費等となっております。新年度における主な事業の予定でございますが、まずいかるがパークウェイ事業についてでございます。稲葉車瀬区間では、約３３０メートルの道

路造成工事と岩瀬橋上部工の一部施工が新年度において実施される予定であります。また五百井一興留区間では、現在のところ用地買収等の進捗が図られていない状況でございますが、国土交通省に対しまして道路構造や交差点計画について地域の方々と協議しながら早期に取りまとめができるよう働きかけを行うとともに、用地買収についても着手をいただけますよう働きかけてまいります。

次に、岩瀬橋から三室交差点までの間では、今日まで道路構造の検討が進められてきたところであります。引き続き紅葉ヶ丘自治会、新楓町自治会、三室自治会等の沿道地域の住民の皆さんの御意見をお聞かせ願いながら、道路構造を具体化できるよう国土交通省と連携を図り対応してまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備についてであります。整備予定区間680メートルの96%の用地取得が完了しております。残っている事業用地は1件となっております。地権者には引き続き御理解をいただけるよう努力を重ねてまいります。なお、現在工事を行っている区間の整備は平成20年度末までに完了するため、いかるがパークウェイモデル区間から中央公民館南側の供用済み区間までは工事完了後早々に供用をしてまいります。

次に、都市計画マスタープラン策定であります。平成20年度から3カ年をかけて見直し作業を行っておりまして、初年度は現況と課題整理、住民意向調査、上位計画との関連性の整備等、総合計画の見直し作業と並行して進めてきたところであります。21年度はマスタープランにおける都市像、地域別市街地像、全体構想・地域別構想案、整備計画案、マスタープラン素案について、それぞれ作成するための委託料を計上しております。

続きまして119ページの第2目公共下水道費でございますが、この公共下水道費につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計への繰り出しとしまして3億6,145万7,000円、前年度と比較して2,513万2,000円、7.5%の増額となっております。詳細につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計で説明をさせていただきます。

次に120ページ、第3目都市下水路費につきましては、都市下水路の浚渫等、維持管理経費として前年度同額の190万円を計上しております。予算の財源は、すべて一般財源となっております。

続きまして、同じく120ページの第4目公園費であります。本年度は877万8,

000円を計上しております。前年度と比較いたしまして40万7,000円、4.9%の増であります。予算の財源内訳は、その他で1万3,000円、一般財源で876万5,000円となっております。予算の主なものは、既存公園の維持管理委託料でありまして、各公園の草刈業務や清掃業務の委託費等を計上しております。快適で安心して公園を御利用いただけるよう努めてまいります。また、公園遊具による事故等の発生が全国的に多発をしており、こうした事故を未然に防止するために職員による定期的な点検パトロール実施に加えまして、専門業者による公園施設の安全点検と保守点検を委託により実施し、安全管理に努めてまいります。

次に、第5目都市計画審議会費であります。本年度は都市計画審議会の委員報酬として前年度と同額の12万円を計上しております。予算の財源はすべて一般財源となっております。

次に121ページの第6目開発指導調整費であります。本年度は86万6,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして1万2,000円、1.4%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金9,000円、一般財源で85万7,000円となっております。この費目につきましては、関係諸法令等に基づきます開発指導調整事務及び奈良県屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の許可事務や屋外広告物簡易除却に要する経費を計上しているものでございます。

次に、121ページ中段から122ページにかけての第7目景観保全対策事業費であります。本年度は757万3,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして399万3,000円、111.5%の増となっております。予算の財源は、すべて一般財源となっております。前年度に対しまして増額となっておりますのは、町長が施政方針において述べておりますように、新年度から2カ年をかけて斑鳩町景観計画・景観条例の策定に取り組んでまいりますことから、債務負担行為の予算を計上した上で初年度予算として基礎調査、景観アンケート調査、景観施策の課題整備、景観形成の目標と基本方針を作成するために、122ページでございます、第13節委託料におきまして斑鳩町景観計画策定業務委託料350万円を計上しているものでございます。なお、従来から取り組んでおります三塔周辺でのコスモス栽培における景観形成作物栽培の推進に係る経費や、緑化の推進として小学校への入学記念における苗木の配布に係る経費も引き続き計上しております。

続きまして、同じく122ページ中段から123ページの第8目JR法隆寺駅周辺整

備事業費についてであります。本年度は１億８０２万円を計上しております。前年度より４億８，５２４万２，０００円、８１．８％の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で５，６６５万円、地方債で４，１７０万円、一般財源で９６７万円となっております。前年度に対しまして減額となっておりますのは、前年度予算では１号線整備に伴いまして都市開発基金で保有しておりました南口町営駐輪場用地の買い戻し費用、約４億８，９００万円の占める割合が大きかったためでございます。新年度の事業の内容といたしましては、主に駅北口の町道３１２号線、５号線と呼んでおりますけれども、その３１２号線につきまして一部区間の用地取得を進めることとしておりまして、その取得経費に係る予算を計上しております。なお、この３１２号線につきましては、さらに関係する地権者との用地交渉を進め、着実に事業推進が図れるよう努めてまいります。また、計画しております他の路線につきましても、関係地権者等に事業への御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。以上が、都市計画費についてであります。

次に１２３ページ、第５項住宅費、第１目住宅管理費であります。本年度予算額は６７２万３，０００円、対前年度９５万４，０００円、１６．５％の増額となっております。財源は、国・県支出金で９０万円、その他で４６２万２，０００円、一般財源で１２０万１，０００円となっております。主なものでは、長田団地、追手団地、目安北団地、興留東の各町営住宅の適切な維持管理を行うため、第１１節需用費で修繕料等２７６万円を計上しております。また長田団地の浄化槽解体工事に係る経費といたしまして、１２４ページの第１５節工事請負費で２００万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、第７款土木費の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○木澤委員長 第７款土木費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の１１２ページから１２４ページまでです。

浦野委員。

○浦野委員 １１５ページですが、町道の底地整備ということでおっしゃったと思うんですけども、町内いろいろ見てみますと、底地の整理がまだできてないところが多々あると思うんです。例えば道路のアスファルトが傷んできたとか、また側溝の土砂がたまってるから整備してくれとか、また水路のふたががたがたいうからどないか対策してくれといった場合に、底地整理ができてないので町有地、里道の拡張のような感じでなった

町の認定道路でトラブルが多いですけども、そのように申しましたところ、なかなか対策できません。理由は民地との境界がまだ確定できてないから、町道の認定はしてるけども全く町道にはなっていないというような理由でトラブルが絶えないんですけども、底地の整理をどんどんスピードアップをしていただくような姿勢でおっていただいているのかどうかをちょっと確認したいと思います。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 底地の整理につきましては、今おっしゃっていただきましたように、地権者とのかわりというのは非常に大きいものがございまして、以前から用地対策に関しては非常に力を入れているということで、専門的な職員も置きまして実施してきているところとございまして、順次整理できるところについては積極的に整理をしていっておるつもりでございんですけども、非常に浦野委員が言われましたように、どうしても地権者の協力が得られないというところもまだ残っておるのが現状でございまして、姿勢といたしましては積極的に取り組んでいくという考え方でございんですけども、なにせ地権者がおられますので、その辺のところも御理解をいただきたいというふうに考えております。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 例えば高塚町で土地の所有者の方に、大阪の方ですが、何回かアタックしていただいて、町に移管してくれというようなことでしてるけども、なかなか前向いていないというふうなのが多数あると思うんです。したがって、住民がまた家を建てかえたい、水道管を入れかえたいとか、いろいろ申し出られたときに、完全に町有地になってないので、また道路の所有者の印鑑がいるとかトラブルのもとになりますので、底地の整理をスピードアップしていただくように要望しておきたいと思います。

続きまして、116ページの河川費の19節の三室井堰、峨瀬井堰の補助金15万円、年間組んでいただいているんですけども、たしか去年、おとしまでは12万円のところを15万円に上げていただいたと思うんですけども、御承知のように三室、峨瀬井堰の風船ダムが、当初、河床を4メートル下げるということで、国の治水の事業でされたわけなんですけども、それに対して農家が自然流下ができないので井堰を守っていつてるわけなんですけども、河床を下げられたために以前の竜田川の水の流れよりも今の水の流れの方が非常に激しいかと思うんですよね。だから当初は30年、40年、ダムがもつということで計画されておったんですけど、平成元年度ぐらいに設置されたものかと

思うんですけども、ここ20年間で3、4回、風船ダムを部分的に張りかえしてるというふうなことが続いておりまして、そのたびに補償金としてもらったお金もどんどん底をついてきてるというので、ポンプアップの電気代もかかってますので、年間15万円を補てんしていただいているというふうに考えてるんですけども、なかなかダムの傷みが想像以上に進んできておりまして、今も峨瀬井堰なんですけども、東詰めちょっと部分的にめくれてるというのがあります。担当課にも相談しながら年々補修はしてきてるんですけども、なかなか県も、1回工事を終わっておるんだから地元でその後は管理してほしいということで、土木にも再三再四、町長にもお願いして同行していただいて陳情には行ってるんですけども、したがってこの15万円は本当に微々たる補助金かと思います。大きな井堰の修理が発生しますと数千万というふうな金額が発生してくるかと思うので、これはお願いなんですけども、県に対しても、また土木に対しても、町側から再三再四来ていただいている上なんですけどもよろしくお願ひしたいと思います。できれば町長の御意見をお聞かせ願えましたら。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 今、浦野委員から御指摘がありましたように、峨瀬井堰、三室井堰、この関係等については町長が組合長ということでございますし、ここ2、3年ぐらいはもう組合長自身が町長というのはおかしいんじゃないかという話を申し上げておるわけでございますけども、この井堰ができた関係というのは、そのときに県とその当時の方々とが十分話をされた。そこで補償というものができておるわけですから、補償金をもらっておる。峨瀬井堰の関係等については、利益者面の関係については分配をされたと。三室井堰はそれはプールされて、今も現在、3,000何がしのお金がありますし、これも一番大きな問題は、された当初あたりは一番バブルのときで金利が高かった。果実があったわけですから、三室井堰にしてもそういう果実を利用して、個人の負担もしながら、そういう研修もされておったような感じですけども、ここ5、6年はもうそういうことは一切なしでございますし、ただ、今、浦野委員がおっしゃるように町の補助金はどうかという問題は、それはもう10万か15万というのはこれは以前から出ているわけですけども、これは町長が組合長をしているという中で、ひとつこれで御辛抱を願いたいということでやっておるわけですけども、私はやっぱり抜本的にこれいつも浦野委員が関係者と申し上げるんですけども、県の郡山土木自身が本当に風船ダム、パブリックダムが破裂したときに、全面的に改修するときに本当に県がやってくれるのかと。しかし、

これはもう一刻を争う問題ですから、そういう問題等を考えますと、以前にも事件にはならなかったものの、溢水して生駒方面から水が一遍に来て、そこで井堰が倒れて、そしてそこで工事をしておった関係で、ブルドーザーが埋まってしまったという経緯もございますし、そういうときも県が当然補償してやるべきだという話も我々させていただいて円満にいったと思いますけれども、しかしそういうことを考えますと、いつも私が申し上げるように、最近の県の姿勢というのは、金がないからもうほとんどできないということではなしに、それはそれとしてこれは人命等かわる問題ですから、風船ダムが破れたら、もう年期も来てますからね。これはもう県の河川課と郡山土木と相談して、何らかの形で何年計画はしてやっていくということを考えていただかなかつたら、私はいつも県に要望をするんですけども、県は一遍やったらもうあとは知らない、そういう事務引き継ぎというのはもうほとんどないわけですから、そういうことは我々も陳情とかでもうここ5年のうちに所長は3人かわってるんです。こんな現状で、その所長は必ずおっしゃるんです、わしは県の河川課へ行って、もう予算でも何とかできへんかと思ってまんねんと、その陳情いったら。その1年経ったらもうかわってるわけです。今度また新しい所長は、我々としては県が金ないもんですからどうかという話だけで終わってしまうというようなことですので、こういうことについてはもう少し県が積極的に、この竜田川河川等のそういう補償等を考える中で、近々そういうこともこのパブリックダム、風船ダムが破れる可能性というのはもう大半、もう結果がありますから、全面的な復旧というのが当然あると。全面復旧したら1億円はかかりますから、そこらのことを考えますと今からでも年々1,000万でも2,000万でも積み上げていただいて努力をしていただくような、また陳情等もやっていかないかんと思ってます。今浦野委員がおっしゃっていたように、一番大きな問題は、こういうことによって人命がまず、何らかの問題が起こったときに取り返しがつかないということが起こったら大変なことですので、我々としてもできる限りそういう努力はしてまいりたいと思います。

○木澤委員長　ほかにございませんでしょうか。

　　伴委員。

○伴委員　119ページの上から三つ目の地形図等修正業務委託料、これ600万、もう少しここを詳しく説明していただけますか。

○木澤委員長　藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長　この地形図修正業務ですけども、これは現在平成7年度に撮影を

いたしました写真をもとに作成いたしました地形図を使っているところでございますが、相当年月もたっております。それと現在、都市計画マスタープラン、いわゆる線引き等、見直しを行っているところでございますので、新たに平成２２年度に決まった用途と線引きを反映すべく新しい地図に変えるということで、国土地理院で撮影されました写真を購入いたしまして、それをもとに新しい地形に修正をするとそういった業務でございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、今の説明から言うと、今年度、来年度にはこの委託料は発生してこないと考えさせてもらっていいわけでしょうか。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 これは来年度にこの地図の修正を行うと。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 次の２２年度の予算にはこれは入ってこないか聞いてます。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 そのとおりでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 １２２ページの一番上の景観作物栽培業務委託料２４０万、これは多分コスモスの花を植えてはるあのあたりの用地と思いまんねんけど、最近寂しくなってきたと思いますねんけど、このあたりどんなもんでっしゃろ。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 今委員御指摘いただいております景観作物の栽培、これはコスモスの栽培委託でございます。これは三塔周辺の沿道等にコスモスを委託栽培をさせていただいているところでございますが、委員おっしゃっていただいているように、ここ数年、花の咲き状況が徐々に悪くなってきているところでございます。これにつきまして原因等、いろいろと調査をしているところですが、県の北部農林事務所と農業専門の方に相談を申し上げている中で、実は連作障害等が若干今出てきているというようなところもあるようで、栽培方法と時期であったり場所であったり方法につきましても、耕作をいただいている方々と試験的なことも幾らか繰り返しながら今現在取り組んでいるところでございます。できるだけ最小限の費用で最大限の効果が発揮できるように、皆様と改善の方向に向けまして対策に取り組んでいるところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 できるだけ花のことですんで、華やかにひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

これは二つ下の、先ほど御説明いただいた斑鳩町景観計画の策定ですけれども、これはいつごろからやってくれるわけでしょうか。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 この景観計画でございます。先ほど部長説明がございましたように、町長の方も21年度から2年間をかけまして景観計画、景観条例の策定を行うということで申してございます。この取り組みといたしましては、21年度早々から着手をしていこうと。今現在、平成23年の3月、この時点を目指しまして策定をしていきたいというふうに考えてございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 122ページの第13節委託料の通行整理・誘導業務委託料14万1,000円ということなんですけど、これはどういう、何か交通整理か何かしはるのかなというふうに思いますねんけども、これはどこの場所でされるのか。それとその下のJR法隆寺駅周辺整備事業の中の、これも委託料なんですけども、駅南口周辺都市計画道路等計画修正業務委託料ということで200万上がってますねんけど、その修正ってどういうことを修正されるのかということと、それと123ページの同じコーナーですけども、22の補償補てん及び賠償金ということで8,720万、これが物件補償ということなんですけども、どの部分の物件の補償費なのか、その3点についてお聞かせ願ひたいと思います。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 まず私の方から、一つ目に御質問いただきました通行整理誘導業務委託料につきまして御回答申し上げます。

この件につきましては、先ほど出ておりましたコスモス栽培に関係いたしまして、岡本の法起寺周辺がこのコスモスが非常に秋の風物詩として定着をしていきているということで、観光客の方も非常に多ございます。この中で、その周辺につきましてはその時期、農作業をされる方も非常に耕作をするというようなこともございまして、その地域におきましてこの交通整理、観光客の自動車も入って来たりしますので、それを整理し

たりということで、その地域におけます観光客の誘導ということの整理をさせていただく委託業務でございます。

○木澤委員長 今西都市整備課参事

○今西都市整備課参事 続きまして、駅南口周辺都市計画道路等の計画修正業務の委託料でございますが、この委託業務は2号線、南口アクセス道路のものでございますけども、これを2号線として位置づけを行っております。JR法隆寺駅のアクセス道路、そして駅前南広場整備工事とあわせて都市計画決定をするための基本計画の策定を行うものでございます。この業務を修正という意味合いでございますが、この内容につきまして平成6年度に作成しております基本構想、これを最新のデータのものに置きかえると、あるいは平成10年に発行されております駅前広場計画指針等を参考にする中で部分的な修正を行ってまいるものでございます。またこれらを基本に置きまして、今後、関係機関あるいは地元の説明等に利用していくといったことから、その中でも協議の中で一部修正が伴うことが予想されますので、こういった作業に係るもので計上させていただいております。

続きまして、22節の補償補てん及び賠償金の8,720万の計上についてでございますが、これは法隆寺駅北口にあります5号線でございますが、先ほど部長の方からも説明しておりますように用地取得を進めてまいるものでございます。この5号線について、現在、北口広場の整備をしておりまして、その連続性をもって北側路線の東側の宅地2物件について、宅地の移転補償といたしまして計上させていただいているものでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

宮崎委員。

○宮崎委員 ちょっとひとつだけ聞かせていただきたいんですけど、119ページ、法隆寺駅の自由通路のエレベーター及びエスカレーターの保守点検とあるんですけど、これは実際使っておられる方いったら駅を利用される方が多いと思うんですけど、これJRと交渉されてるんですかね、この保守点検の費用というのは。

○木澤委員長 今西都市整備課参事

○今西都市整備課参事 交渉といいましょうか、過去にJRの自由通路、同じ一体的な駅舎でございますので、管理等についてあわせて委託をすればどうかということもJRと協議を行っております。そんな中でJRに委託していくとなれば、委託管理協定あるい

はそういった事務が伴って、ＪＲの方といたしましても手数料が発生するといったことを申されておるわけで、自由通路の単独といたしまして管理の方が安価であるといった形でございますので、そういった形で進めておるところでございます。

○木澤委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 私がちょっと疑問に思ったのは、ＪＲの乗客の方がほとんど使われておられるので、折半にされるとかその辺がどうかと思ってただけで、そういうことでしたら結構です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

嶋田委員。

○嶋田委員 登記業務委託料、これ全体で大体どれぐらいあるのか。それと測量設計委託料、それが全体でどれぐらいあるのかちょっと教えていただけませんか。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午前１０時３８分 休憩)

(午前１０時３８分 再開)

○木澤委員長 再開します。

清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 土木費全体の登記業務委託料と測量設計委託料の集計につきまして、後ほど報告をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたら、そのときに一遍に言わせてもらってよろしいですかね。

○木澤委員長 はい、わかりました。報告があった後に、また質疑をお受けするということにします。

ほかにございませんでしょうか。

中川議長。

○中川議長 今の道路維持費の登記業務委託料ですけど、底地整理のための登記業務やと思うんですが、５００万に至った根拠というんですか、これも前年度から比較したらこれぐらいは必要やということで５００万という計上をしておられるのか、この５００万に近い分、整理できるという何か根拠があって５００万という計上をしておられるのか、一遍お尋ねしたいと思います。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 この委託料の５００万の根拠ということでございますけれども、平成２１年度におきましては、業平道の底地整理を主に考えてきております。あと、先ほど浦野委員からも御指摘をいただいております高塚の方向、川から離れた上流側といいますか、その部分を買収でという話もございますけれども、そういったところの整理も含めて組まさせていただきますいておりますけれども、この範囲内で実施していきたいという額でございまして、何々幾ら、何々幾らという振り分けはしておりません。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 今、課長の答弁の中で買収というお言葉も出ましたけど、現状、道路の形状やと。その所有者の人は、道路として提供してるのとちゃうねんと。うちの敷地やと。ただ自分のとこが使いやすいからこういう形になったんやと。近隣住民の人にとっては、その道路を必要としてるような土地を、今課長おっしゃられたように、町としては新設の道路の改良費として買収してきっちりとした町道に認定していくと、買うてでもしていくという、今の答弁でいったらそういう考え方を持っていただけるということだと思いますか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 非常に難しい問題でございまして、今おっしゃっていただいたように、基本的には現状道路で非課税という状況におきましては寄附でまず町はお願いしていております。そういった中で交渉してきているということでございます。先ほど浦野委員の方から言っていただきました、高塚町の上の方の買収ということですけど、これは下の道路につきましてはすべて寄附していただいておりますので、上だけが買収という話には至らないという考え方で相手方と交渉をさせていただいております、町の説明に対して前向きな考え方ではいらっしゃるというふうには感じております。今議長がおっしゃいましたように、基本的にはそういった状況で用地の交渉を行っているという状況でございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 基本はそういう考え方やけど、その一つの箇所が前向きに行くならば、買収してでも町の新設道路として購入していこうというようなことは考えられますかね。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 今ここではっきりとそういう考え方もできるということは申し上げられません。基本的には寄附でお願いしているということでございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 その件はそれぐらいにしますけど、次に里道というのは、もう国から町に移管になって、町の公有地いうんですか、その里道をメインに出入りしておられる住民の方がおって、その里道が傷んでるというんですか、未舗装の里道を通行されている場合には、町の道路という形でこれは舗装していつてもらえるという考え方でよろしいですか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 平成17年度に里道・水路については町に移譲を受けておりますけども、今おっしゃっていただいておりますように、確かに今日まで里道について非常に不特定多数の方が通行されておるという現状を見ました中では舗装をやった部分もございます。ただ現状を見て、舗装なり必要ならことしもやっていくという基本的な考え方はございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 先ほど宮崎委員がお聞きになりましたが、エレベーター、これはきのう総合保健福祉会館は54万円でしたけど、JRは81万9,000円というのは、この値段の差は何でか教えていただけますか。

○木澤委員長 今西都市整備課参事

○今西都市整備課参事 ちょっと内容的な差もございましょうし、JRの自由通路の方は2カ所、2基をやっております。この保守点検の内容でございしますが、24時間、365日、遠隔装置で監視していただいております。それとあわせて定期検査を定期的に行っておるんですが、それと建築基準法によります法定的な検査が義務づけられております。それらを伴います費用を計上しております。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 124ページの長田団地浄化槽解体工事200万計上されておりますが、これはなぜ雨水貯留施設に転用を考えられなかったのか教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 長田住宅の浄化槽解体でございますけども、これにつきましては予算的なものにつきましては地域住宅交付金という国の補助を受けてやっていくものでございまして、現状としてその地下部分は埋め戻して、上屋部分を残したもので何らかの活用をしたいと考えております。例えばそこに災害用の物品とかいうのも備えられればい

いかなというふうに思っまして、そういった活用方法を考えておりますので、雨水貯留施設という考え方はしておりませんでした。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 浄化槽って地下に埋まったもんですよね。その中に水をためてポンプアップして、町営住宅長田団地なんかは裏はずっと芝生なんで、その芝生の水まきに利用してもらい、地下にあるものをつぶさなくても、上は利用できるのではないかなと思うんですが、その辺どうですか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 確におっしゃっていただいているとおりでございますけども、現状の中ではそういう活用もございますけども、今回につきましては、先ほど言いましたようなやり方でやっていくということでございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 解体に200万、これを雨水貯留施設に転用するのにどれぐらいの費用がかかるんですか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 再度調べさせていただきまして、御報告させていただきます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 例えば200万もかからずにその雨水貯留施設に転用できるのであれば、そうして雨水も資源として利用していただいて、その上は上で、課長おっしゃるような違う目的で利用される方法をとれるのではないかなと私は思うんですけど、そういう考え方をしてもらうのは無理なんですか。

○木澤委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 今、議長がおっしゃっていただいているような利用の方法は確かにございます。先ほど課長も申し上げておりますように、この施設につきましては、災害の備蓄みたいに資材等々の倉庫として利用していきたいという考えでもってこの予算を上げておるわけでございます。雨水貯留施設をした場合、そういった利用をする場合、その上に当然床板等々を設置していく必要が出てくるであろうというふうに考えます。先ほど雨水貯留施設の転用についての費用を今、正直に言いまして計算をしておりますけれども、多分その貯留施設の上にそういった、先ほど申し上げました利用するにあたって、床板等を張りにいった場合、多分今考えている以上の費用がかかってく

るのかなというふうに考えておりますので、その点についても、雨水貯留施設だけの費用についてはすぐにでると思いますけども、そうした別途工事費用については金額が大分かかってくるのかなと。構造上のこともございましてかかってくるのかなということもございまして、あるというふうに考えておりますので、現在のところ、この予算につきましてはそうしたことを考えてなかったといったこととさせていただきます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 雨水貯留施設に転用するのにどれぐらいの費用がかかるのかというのは、後ほどお示しいただけるということですので、そのときにまたお話、私なりの意見を述べさせていただきますと思います。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 富雄川の右岸堤防の整備について、高安西団地の要望書の中で、平成12年の水害では物的被害も大きく、増水のたびに不安となると精神的被害も重大なものがありますということで、そこまで富雄川の河川改修も進んできてないということで、今は白い土のう袋を積んでおるような状況なんですけど、これ継続となっておりますけども、下流の方の上宮公園で能が行われるんですけども、毎年あそこを通行される方が、なんでこんなところにこういう土のう袋を積んだままで何年も、これ12年やからもう9年ですか、なるというのにどないなってるんというようなのはよく聞きますねんけども、この土のう袋にしたってちょっと色のついたっていうんですか、何かそれの方に変更できないかなと。あの白いままで、それでまた破れて、そこから草が出てきとるというふうなのは、新業平橋にしてもあんな立派なものになってるのに、その上流では土のう袋がもう何年にもわたって、大方10年近くにわたってそのままに。1回あれ入れかえやったんかどうかちょっと忘れてるけど、大体1回か2回ぐらいは土のう袋は破れた部分だけ交換してはるけど、そんなんでちょっと見苦しいのちゃうかなと思うんやけど、それについて改良も何もできへんのかな。ここの要望については、具体的な名前出してはるけど、松楽園の前の道路みたいに、その道路のふちにコンクリート壁を立ててというようにことを書かれてますけど、それは無理としたって、土のう袋を積んだままで何年にもわたって置いておく、それについてはもうちょっと土のう袋というのか、それについても茶色い色のついたようなのもあると思うので、その辺の工夫をしてもらいたいと思いますねんけどどうですか。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 富雄川の河川敷に積んでおります土のうでございますけども、おっしゃるようないろんな土のう袋がございます。言いましたように、今置いておりますのは、御存じのように白色の土のうでございますけど、破れたりしている部分については取りかえを行ってきているということでございます。時間はかかりますけども河川改修は上流側に上ってくることを待つことになるんですけども、非常に時間を要するということでございまして、先日ですか、おっしゃっていただいた浚渫、一般質問でおっしゃっていただいたような形で県の方に浚渫を適宜行っていただいて、その河川の維持管理に努めていただくように県にも要望しておりますし、実際今年度も引き続きやっていただいとるところでございますので、土のう袋の件につきましては検討させていただきたいというふうに思います。

○木澤委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 今、木田委員がおっしゃるような、非常に見苦しいということは事実でございますけども、あの土のうを撤去することによって、新たにまた土のうを設置することは河川管理法上、非常に難しい面があるし、恐らく県ではそれを許可してくれないと思います。したがって、御指摘のようになあいう形になっておりますけども、町としてはあれはとるわけにいかないということからあのままの状態に置いといたということで御理解願いたいと思います。あれは平成12年7月の富雄川の右岸の溢水によって右岸側がちょっと低いということで土のうを設置したとこういうことでございますから、あれをほっておいてまた富雄川の溢水が起こるとするならば破壊であるとかいうことになるだろう。そういうことのないように一斉にこういう形で設置しておくということが必要であろうとこのように思いますので、そこらを御理解願いたいと思います。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 土のう袋をとれって言ってるのとちやいまんねんで。やっぱり見てくれを見ても、あの白いやつを並べて、そこへ草がぼうぼうと生えてきているというのは景観的にもおかしいのちゃうかなということで、土のう袋でも今いろんなのが出てきてますやろ。それを勉強していただいて、建材屋かどっかで聞いていただいて、そういうふうなものがあれば、白よりももうちょっとましになるのとちゃうかなと思うので申し上げておるだけであって、あんなんとれって、そんなことは言わへん。直接溢水しているのに。

○木澤委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 私、いらうということは、とってまた新しいものを設置しなければならな

いというような解釈をしておるわけです。御指摘のように非常に見苦しい、河川の景観においても御指摘のような形になるということは周りの人たちは認識をしております。ただ非常に残念でございますけども、いらうということは河川管理法上、難しいとこのようにございまして、あのような状態でほっておくことに御理解願いたいとこのように思います。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 ということは、今の白いままで置いておいてほしいと、こういうことですか。それやったら何を言ったってあかんわ。こっちからそないして提案してるのに、前向きに何もそれを改善しようと思わへんのやったら、あの橋でも茶色に塗ったって何の意味もなさへんやんか、そんなもん。

○木澤委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 それは御指摘のことはよくわかるんですが、先ほども何遍も言ってますように、いらうということに対して問題が起こるわけです。そういうことから我々としてはあの状態で放置しておきたい、このように思ってますから、そこらは理解をしてほしいなど。何遍もあかんということでなしに理解をしていただきたいなと思います。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 もうよろしいわ、そなん。そなん起こらったって、そう言うところでから、別に。そういう考えでんねんと。

○木澤委員長 ほかにございせんか。

そうしましたら、私の方からもちっと絞ってお尋ねをしたいと思っておりますけども、都市計画マスタープランを策定されていかれるということですが、町全体の道路なんかも含めて基本的な計画をつくられるということで、交通量調査なんかはどういうふうにされる、当然どういう交通量があるかというのは今後10年間見通しして、それを反映させていかなければいけないと思うんですけど、この交通調査というのは町は独自でされるのか、その辺のところはどのようにしてるでしょうか。

藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 あくまで都市計画マスタープランの中に、直接的に交通量による道路計画であったり、そういったものを反映するわけではございませんが、道路交通状況につきましては交通量調査ということで平成18年、センサスとあわせて道路交通量調査を実施をしているところでございまして、今回もマスタープランのために交通量調査

をするという予定は今のところございません。また交通量につきましては、全国的に交通センサスというのが決まった年度ごとに実施をされますので、そういった交通量も参考に全体をとらえていくことは可能かというふうに考えております。

○木澤委員長 交通センサスとかやっていたいてるのは知ってましたんで、それと連携をしていくということですね。

あとパークウェイについてなんですけれども、先ほど部長の方からも一定説明があったんですが、施政方針でも三室自治会へ交渉の場に着いていただけるよう努力をされるという、その姿勢については認めるんですが、実際に今、紅葉ヶ丘の自治会さんと、あともう一つ交渉されていると思うんですが、実際に地元からどういう要望が出て、なかなかその計画が具体的に見えてこないというところでは、どういうところでその計画策定に困難が生じているのか。その辺のところをこの間、建設水道委員会なんかも傍聴させていただきましたけど、なかなか具体的なものが見えてこないと思うんですが、21年度でどういうふうにしていこうとされているのかということとあわせてちょっとこの機会にお尋ねしておきたいと思うんです。

清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 三室自治会に対するアプローチも含めての御質問でございますけども、今実際に三室交差点の構造協議的なものにつきましては、現に話し合いの場に来ていただくのは紅葉ヶ丘自治会、新楓町自治会の交差点付近の住民の方々でございますけれども、その中では例えば今、現在、鬼坂と言いますけれども、あの25号に出るところのあの交差点、何とか紅葉ヶ丘さんの方でおっしゃっているのは、紅葉ヶ丘の自治会から直接その交差点に入れるようにしていただきたいでありますとか、どうしても今の道路の勾配ではきついので、どうしてもちょっと一部橋梁的なものもあります。その下の道路、今現道ですけれども、側道扱いにもっと地域がより利用しやすいようにしてほしいでありますとか、そうした要望がございます。あと排気ガスの問題とかいろいろあります。そういった要望を聞く中で警察等と関係機関との協議をしております、あらかたのよい案が今、関係機関協議とかに出てきているのかなというところがございます。

あと三室自治会等でございますけれども、何回も町の方から自治会長なり反対をされている団体の方にもアプローチをしておるところでございますけれども、なかなか協議をするという場合には出られないといった立場でございまして、ただニュアンス的にちょっとうちの方がいいように捉え過ぎかもわかりませんが、単に説明をするだけならとい

ったニュアンスの発言もあることから、全くの望みがないということではないのかなという希望的観測も持っておるところでございます。これからも粘り強く議員も自治会の方々にはそういった説明をさせていただける場を設定していただけるように、粘り強く交渉してまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 あそこの地域の構造上、坂のところはどうしても勾配になってしまうということで、実際に近隣の人からもいろんな声を聞いています。さらにジャスコがなくなってしまったことによって、またその付近の人の生活状況、道路の行き来なんかも変わってくるかとは思いますが、そういったことも反映させていただいて、私どもこれまで住民合意に基づいてと、パークウェイ整備は行っていたきたいというふうに申し上げてきましたんで、住民不在のまま進むことのないように、今おっしゃっていただいたように地元の方の意見をよく聞いていただいて進めていただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

あともう1点、景観計画策定業務についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、これ先ほど課長の方から22年の3月までの期間で作成していくというふうにおっしゃっていただきましたけれども、どういった流れで策定されていくのかなと。というのは、住民の声というのはどういうふうに反映させていってるのかというのがちょっと心配だったんです。以前に、特に神南とか紅葉ヶ丘自治会なんかから25号線のマンション計画について、建設水道常任委員会にも陳情が出てきているような状況もあったりして、そのときに地域の住民の皆さんで地区計画をつくっていただくような構想を持っていたいて、まちづくりをしていくということが大切やろうというふうに私は考えてたんですけれども、そういった地域の人の構想というのがこの景観条例を策定する際にどういうふうに反映をされていくのかなと。行政としてもどういうふうに住民さんの声を取り入れて景観条例を策定していくのかなというのはちょっと気になったんで、その点のところをお尋ねしたいと思うんですが。

○木澤委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 この景観計画でございますが、策定におきましてはこの景観法で住民の意見を取り入れる必要があるということが景観法の第9条でうたわれております。したがって、パブリックコメント等につきましては実施をしていく予定にいたしております。あとこの景観計画をつくるに当たりまして、どのエリア、今おっしゃっております地域ということでございますが、この地域でこういった計画をするんやという

ことでございますので、その地域全体にするかどうかといった問題もございます。今回はこのような今後具体的な中身で議論をしていく必要があるんですが、今日まで景観につきましては風致地区であったり、そういった一定の意匠形態につきましては規制誘導をしてきたところでございますけれども、この観光という面で幹線道路にございますそういった沿道の公告であったり、そういったものがかなり規制をしていく必要があるやろうといったところで今回は考えております。この住民さんの意見の取り入れ方につきましても、4月以降具体的にどういった形でやっていくかということにつきましてはまた議論をしていく必要があるというふうに認識しておりますので、今おっしゃっていただきました言葉を当然頭に入れて取り組んでいきたいと考えております。

○木澤委員長 当然、風致なんかの規制もかかわって決めていくことになると思いますが、特にこの斑鳩町というのは、この地域が、この景観が好きでここにわざわざ引っ越してこられてきたという方、住民さんの声を聞くと本当にたくさんいらっしゃいますんで、その住民さんのより多くの意見が聞けるような形で条例策定、計画策定に当たっていただきたいというふうにお願いしておきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 町道の突き当たりと言うんですか、そこからまた農道と交差してるところありますねんけど、そしたらそれは言うてるように山陽商事のとこやねんけど、4メートルぐらいの鉄板みたいなので囲いになってるから全く見えないということで、そこへカーブミラーをつけたってほしいと言ったら、それは交通量も少ないからちょっと無理ですやろってそういうふうな返答やってんけども、町道でつくっておいて、それでそういう企業が来てもう全く見えんようになったいう何があるのに、それにそこへ年間何ぼ車通るのか、農業の作業車とかやけども、それが全く見えないというような状況になって、なぜそれにカーブミラーをつけられへんのか、その理由を教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 おっしゃっていただいてる幸前の山陽商事のところの以前見通しがよかった部分に、塀ができたことによって非常に見通しが悪くなったということでございますけど、ここにカーブミラーの設置について町の方に言っていただいてて、つけていないということで御理解させていただいていいでしょうか。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 はい。私も申し上げました。それで前の自治会長からも言うてはると思いますが、それについてその交通量が少ないからつけられませんか、こういうふうにわしかてははっきりと聞いているねんからね。なぜ町道がそこへついておって、それで農道と交差ではないねんけど、その道路同士が接続するところに企業がそないして進出してきて、それで塀ができて全く見えないというような状況になって、そこに何で、通行が少なかったらそれつけられへんのかなというそういうふうな町の判断がちょっとおかしいのかなと、わしそういうふうと思うねんけど。そなんあかんねやったらあかんでしゃあないけども、そやけど普通考えたら町道、それやったらもつとずっと伸ばすべきでっしゃろ。もう行き当たりでなってるわけでっしゃろ。それから農道は西の方から来て、そこへ接続になったというそういう道路の形態やのに、そなんそこへつけられへんと、その理由がわしはちょっと理解できにくいねんけど。やっぱり町道も農道も、言うたら安全という面からおいてもえらい費用もかからへんのに、そないして地元から要望も出してはるのに、それにそういうふうな断り方するというのは、その道路管理においても、今まで交通事故も何もなかったからええけども、こないしてああいうふうな高い塀ができれば、それをとってもらえんねやったらよろしいよ。それでなかったら何かあったら、それは道路管理の責任になってくると思いますねんけど、それは道路管理の責任にならへんのですか。そなん町道が行き詰まって、それで農道と接続してるっていうような道路については。

○木澤委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 今、委員さんおっしゃってる現場について、ちょっとイメージしにくいんですが、現場の状況については把握していない状況で答弁するのも何かと思いますけども、基本的にはカーブミラー等の設置につきましては、先ほど委員みずからおっしゃって、町の方からも説明したと思うんですけども、その道路の交通量の状況も大きく影響してまいります。そういった交通量等々総合的に判断して、優先的につけていくべき箇所等々も選別してるのも現状でございます。そういう中での町の受け答えの中で、そういった答え方になったんかと思えますけども、後ほどまた担当の方から詳しく聞かせていただきまして、総合的に判断等々につきまして説明をさせていただきます、また判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

加藤建設課長。

○加藤建設課長 先ほど嶋田委員からおっしゃっていただいております土木費全般の登記費用と測量設計費用についてでございますけども、登記費用につきましては1,405万円、それから測量につきましては400万円、合計1,805万円でございます。以上、都市建設部の登記の金額でございます。

○木澤委員長 ありがとうございます。この登記業務等委託料は、この土木の関係の事業をする場合に必ず発生してくるものだと思うんですけども、次年度は1,400万ほど、大体1,000万から多いときで2,000万ぐらいだったと思うんですけども、土地家屋調査士さんには依頼はされているんですが、町の職員でそういうことのノウハウを御存じな方、また技術を持っておられる方であれば、お一人でやっていけるのではないかなと。職員の人件費、大体600万、800万かかったとしても、一人でやっていけるのではないかなと思うんです。毎年発生してくるものでありますんで、できるならそういう町の職員を育てていって、町で処理されたらどうかなとは思いますが。それと測量設計に関しても、これも基本的には測量屋さんが設計をされておられると思いますんで、そこら辺も町の職員でカバーできるものであれば、なるべくならカバーしていくというふうなことを考えていかれたらどうかなと思います。また、斑鳩町に測量で指名願いを上げておられるところが何件かあると思うんですけども、大きい道路でなしに町道等に関してであれば、そういう小さい測量屋さんでも対応できていくのではないかなと思いますんで、そこら辺もまた考えていただいて、なるべくなら町の職員でやっていただけたら大分予算の使うお金が減ってくるのではないかなと思いますんで、そこら辺も検討していただきたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって第7款土木費に対する質疑を終結いたします。

10時30分まで休憩いたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○木澤委員長 それでは、再開いたします。

次に、第8款消防費についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第8款消防費につきまして御説明を申し上げます。

まず、一般会計予算書の15ページをごらんいただきたいと思います。座って説明させていただきます。まず15ページであります。

第8款消防費につきましては、本年度は総額3億2,265万9,000円を計上しております。前年度と比較して207万9,000円、0.6%の減額となっております。

恐れ入りますけれども、予算書の124ページをお願いいたしたいと思います。

初めに、第1目常備消防費についてであります。西和7町で構成している西和消防組合の運営負担金として、第19節負担金補助及び交付金で2億8,234万5,000円を計上しております。前年度と比較して85万7,000円、0.3%減額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

次に、125ページから126ページにかけてでございます。

第2目非常備消防費であります。本年度は2,294万7,000円を計上しております。前年度と比較して78万6,000円、3.5%の増額となっております。予算財源内訳はすべて一般財源であります。主な予算の内訳につきましては、日ごろから町民の安心と安全、生命、財産を守っていただいている町消防団の活動等に要する経費と自衛消防団の支援、県防災ヘリコプター運営協議会及び県防災行政無線運営協議会への負担金などとなっております。自衛消防団の支援では126ページの第19節負担金補助及び交付金で、自衛消防団補助金100万円を計上しております。本年度は20団体に対しまして交付を予定いたしております。

次に、県防災ヘリコプター運営協議会及び県防災行政無線運営協議会への負担金では、第19節負担金補助及び交付金で県防災ヘリコプター運営協議会負担金97万円、県防災行政無線運営協議会負担金27万5,000円を計上しております。

続きまして、126ページから127ページであります。

第3目消防施設費についてであります。本年度は1,025万3,000円を計上しております。前年度と比較して86万8,000円、9.2%の増額となっております。予算の財源内訳はその他で12万円、一般財源で1,013万3,000円となっております。主な予算の内容につきましては、消防コミュニティセンター、法隆寺消防センターなどの消防施設に係る維持管理に要する費用と、消防施設整備に対する補助金など

となっております。消防設備等の整備、促進、充実を図るため、自治会で整備される消火栓の新設や器具格納箱の購入等に対して引き続き支援してまいります。

次に、第4目水防費についてであります。水防出動等に要する費用として24万6,000円を計上しております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

次に、127ページから128ページにかけてでございます。

第5目災害対策費についてであります。本年度は68万8,000円を計上しております。災害時救助工具整備事業の完了により前年度比較で28万7,000円、29.5%の減額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。主な予算の内容につきましては、地区別防災訓練の実施、災害物資の備蓄、洪水ハザードマップの作成、防災情報メールの配信、避難所施設の充実、林野火災訓練への参加などに要する費用となっております。洪水ハザードマップにつきましては平成18年度に作成しておりますが、その後新たな公共施設を建設し避難所施設としても活用していることから、これらを網羅した洪水ハザードマップに更新し、各御家庭に配布してまいります。

次に、防災情報メールの配信では、第14節使用料及び賃借料で防災情報メールシステム使用料100万8,000円を計上しております。災害発生における避難勧告、避難指示といった緊急情報や生活関連情報をパソコン、携帯電話に情報提供する防災情報メールを配信するとともに、これまでの子ども安全安心メールを統合し、総合的な情報発信に努めてまいります。

128ページをお願いしたいと思います。

避難所施設の充実では、第18節備品購入費のうち庁用備品で22万6,000円を計上いたしております。発電費や照明器具、仮設トイレなどの避難所運営のための災害対策備品を計画的に整備してまいります。

次に、林野火災訓練の参加では、迅速な火災活動に資するため奈良県林野火災消火訓練に参加してまいります。その費用として、第19節負担金補助及び交付金で林野火災訓練負担金6万円を計上いたしております。

以上で第8款消防費につきましての御説明とさせていただきます。よろしく御審査のほどお願いを申し上げたいと思います。

○木澤委員長 第8款消防費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の124ページから128ページまでです。

木田委員。

○木田委員 124ページの8款の消防費の中の第1項の消防費で、常備消防費ということなんですけど、この西和消防署ができてから何年ぐらいたつのか。それと今まで企業が好調なときには、ライオンズクラブから救急車とかそういうような寄附とか、町の消防指令車なんかでもライオンズクラブからいただいておりますんですけども、こういう世界的な不景気になってきたらそういう行為というか、何もやっていただけないように思いますので、今後この費用というんですか、これが何年となってきたらだんだんとまたふえていくんではないのかなと思うんですけど、その辺のところはこれより毎年減っていくんかふえていくんか、その点どういうふうに考えたらいいんか、それを教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 まず西和消防の設立の年なんですけども、昭和52年9月1日でございます。それから今後の西消の負担金の動向についての御質問ですけども、現在、費用につきましては県下の広域化の話がありまして、防災無線のデジタル化の関係とか一時中断しておりますけども、今後は今の広域化の関係がありまして、平成25年度から広域化をやっていこうという形で今現在準備を進めているわけですけども、それになりましたらまた負担金の方が上がっていく、下がっていくという話がまた出てくるといいますので、今後も今の話のままでなるといえるのは今現在ではちょっとわからないという状況であります。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 西和消防署が昭和52年ですか、できたということなんですけども、建物自体の耐震、それは大丈夫なんですかね。そこがつぶれてもうたら何も消防車も救急車も出てこれないようなになったら大変やから、その点どうですやろかな。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 先ほど言いました昭和52年に設立されてるということで、その前に建物が建ったと思いますので、新しい耐震の基準には適合してないと思いますけれども、その件につきましては西和消防として当然あの建物が広域化が実現したとしても、大きな一つの支部として当然残りますので、それを含めて西和消防として、例えば耐震化をやっていくという話になれば各町の負担金として支出していくというような形になってくるといいます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 私は124ページの西和消防に関してなんですが、すいません、予算の参考資料の26ページ、ちょっとお願いします。

これで斑鳩町のところを見せていただきますと、火災の件数も多いように思いますし、また交通の方が王寺町よりも大分と出勤の件数なんかも多いんですが、この辺はどういうような格好で考えておられるんでしょうか。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 火災の関係等については、斑鳩町で昨年度は5件ということで、人家火災等が、また雑草火災等がございます。地域的に考えますと、斑鳩町の場合は特に国道25号線とか、あるいはそういう高田斑鳩県道等の関係等を踏まえる中で、世帯数は1万世帯以上はございますし、人口的には2万8,000ぐらいということですので、できるだけそういう点については火災をなくす運動等を消防団員の皆さん方、常勤消防の方々が巡回をしてやっておりますもののやはりそういう中で、ただ火災が発生しても、できるだけ人身の関係、それは一昨年は1名の方が亡くなり、ことしは1月3日に1名の方が亡くなるということでございます。そういうことを考えますと、これからの関係等については、広域7町の中で斑鳩町が多いという関係等については、そういう点については注意をしていかなければいけないと思いますし、また救急車の出動体制についてもそういう点では国道25号線、あるいはそういう事故が多発化してるということで、交通安全協会斑鳩支部の皆さん、あるいは交通安全母の会の方々と幼稚園、あるいはまた保育所、あるいはそういう指導をいただいております。その点について今、高齢化の事故が多いということで、特に高田斑鳩県道では万代の周辺、あそこの事故が多発してますし、我々としては信号設置を地元から要望上がってますように努力をしておるわけです。なかなか設置はしていただけない。そういう点でいろいろと我々としては、これからそういう点については努力をしながら、火災が少なくなる、またあるいは交通事故を少なくしていくということが我々の課題。また救急で行かれるというか、家庭で子どもさんが風邪を引いたとか熱が出たとかいう関係等についても今は特に敏感になっておりますから、今一番問題になっているのは救急車を呼んだらただで行けるやないかということでいろいろ議論はありますものの、これを果たして有料化ということはなかなかできないと思ってますし、そこらの部分も十分かんがみながら対応してまいりたいと思います。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 火災の件、また交通の件、今のこの急病の方も話ししていただいて、確かに交通の方は道の整備、もしくはそういう信号機とか、そういうのは積極的に安全な道づくりというような形でしていただきたいと思うんです。この急病、これまたモラルの問題というのか、おっしゃるように物すごく大きいと思います。これは広報なんかでなるべくそういうような、本当に必要な人が使えるような形で、モラルの啓発のようなこともしていただきたいのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 今の件につきましては、西和消防の方でも広報を出しておられますんで、会議の中でそういう意見も出てますということで挙げていきたいと思います。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 続きまして、127ページの一番下の防災情報メールシステムなんですけど、本年度からやられてるというようにお聞きしてますけど、現在の状況を教えてください。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 登録件数だと思いますけども、2月末現在で993件です。きのう時点で1,010件になっておりますんで、順調にふえていくのではないかと考えております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今、約100万円の金額なんですけど、これは使用料はずっと発生していく、この情報メールをやられている限りずっと発生していくものなんですか。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 メールシステム使用料ということになりますんで、ソフト、ハードとのリース関係、また例えばシステムの更新があれば、その時点でまた発生するというような形で続いていくと思います。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今の現状が広報とか啓発しているのでふえていくと。今現状では、正直言って1,000件に対して100万円ほどかかっていると。非常にちょっと割高の形に今現在はなっているように思いますんで、このあたり、なお一層その啓発、こういうのをやってまっせというような形もお願いしたいと。それでまたやるときだけでなく継続してやっていただくということが必要やと思うんです。そのあたりはどうですか。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 今おっしゃっていただいているとおりで、継続的に広報等で啓発していると考えております。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今、子どもの情報メールといいますか、お子さんが小学校関係あたりとリンクされたという説明をお聞きしたと。ということは小学校入学されるいいタイミングあたりでそういう形、学校関係等も含めやっていただくというのがいいように思うのですが、そのあたりはどうですか。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 今言っていたことも当然参考にさせていただいて、時期も考えていきたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんですか。

宮崎委員。

○宮崎委員 127ページなんですけど、洪水ハザードマップの作成業務委託料ということなんですけど、先ほど御説明いただいて、新しい建物等できたのでということだったんですけど、それは広報だけでいけないんですかね。河川もえろう改修してるように思わないんで、ハザードマップ、そう変わるものじゃないと思うんですけど、その辺ちょっと御説明お願いします。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 先ほど施設が追加されたということで変えたということなんですけども、それ以外に県の方で斑鳩町に対しては平成19年から20年で調査しました土砂災害の計画区域の関係も斑鳩町においては完了いたしましたので、そのイエローゾーンについても、斑鳩町の山間部になりますけども、その分についても追加させていただいたということで、あわせてそういう修正点を含めてハザードマップを21年度に作成させていただくということでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

中川委員。

○中川委員 126ページの自衛消防団補助金ですが、これは何団体あるのか教えていただけますか。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 20団体です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

1点だけちょっとお尋ねしたいんですけど、127ページ、部長、説明のところでちょっと軽く触れておられて中身のことは説明いただけなかったんですが、消防施設整備事業等補助金、これの内容って言うんですかね、これはどういうものでしょうか。

○木澤委員長 佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 地元の方から要望等ありました分で、消火栓につきましては3自治会、4基分を計上しております。それ以外によくあります器具を入れる箱、それ等について分を入れましてその金額になっております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 ないようですので、これをもって第8款消防費に対する質疑を終結いたします。

次に、第9款教育費についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 それでは、私の方から教育委員会に関係します予算の説明をさせていただきます。座らせていただきます。

予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。

ここの9款のところに教育費がございますが、本年度の教育費総額で8億9,315万9,000円でございます。前年度より2億1,883万7,000円の減、19.7%の減額となっております。その主な要因につきましては、(仮称)文化財活用センター整備事業費の減でございます。

それでは教育委員会の各項目ごとに説明をさせていただきます。128ページをお開きいただきたいと思います。

第9款の教育費、第1目の教育委員会費でございます。本年度は179万5,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして3,000円、0.17%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。昨今の教育環境が大きな転換期を迎える中で、教育基本法改正等で示された新しい教育理念を踏まえまして、教育委員会については現時点だけでなく将来を展望した教育行政を展開していくことが望まれているところでございます。こうした要請にこたえるべく、月1回の

定例教育委員会を開催するとともに、教育委員みずからの資質の向上と教育委員が一層活性化するよう研修をはじめ細やかな教育行政を着実に進めていきたいと考えております。

次に、第2目事務局費でございます。本年度は8,320万6,000円を計上いたしております。前年度と比較して1,173万2,000円、12.4%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で15万2,000円、一般財源で8,305万4,000円となっております。その要因の主なものは、地震被害の軽減を図るため、気象庁から配信される緊急地震速報を受信し、地震の大きな揺れが来る前に音声で知らせる受信装置を各幼稚園、小・中学校へ昨年度設置した経費の減額でございます。

129ページの賃金でございます。平成21年度から小学1年生に30人学級を導入することとし、すべての町立小学校で1年生が30人以下の学級編制となるように、平成21年度は斑鳩小学校と斑鳩東小学校に町費講師を配置いたします。学校・学習生活の出発点であります小学校1年生で、教員がじっくりと子ども一人一人にきめ細やかな指導を行うことで子どもたちの情緒を安定させ、その後の学校生活の基本となる学習習慣や生活習慣の定着を図るものでございます。さらに県教育委員会より配置される教員だけでは、どうしても不足する教科補充や特別支援教育の充実等のために町費負担講師を配置してまいりたいと考えております。

第8節報償費でございますが、小・中連携教育の中で実施しております英会話講師の謝金等を計上いたしております。斑鳩町小・中連携教育の取り組みにつきましては、特に道德教育に力を入れ、小・中学校9年間を一貫して斑鳩の地域に学ぶことにより郷土を愛する心をはぐくむとともに、自分のよさや個性に気づき、自己の生き方を探求する力を育ててまいります。また、英会話学習や小・中交流事業を推進し、小学校から中学校への移行期における学習、人間関係等のつまずきを防ぎ、不登校の減少及び新学習指導要領への円滑な推移、移行を図ってまいりたいと考えております。

次に、130ページの第13節委託料では、教職員の定期健康診断を実施し、健康管理や健康指導に要します経費を計上いたしております。また、中学校等の英語教育に英語を母国語とする外国人指導助手を活用し、聞き取り能力及び会話能力の育成を図っており、外国人指導助手派遣に係る委託料を計上させていただいております。

次に131ページ、第3目私立学校振興費についてでございます。本年度は1,030万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして同額となっております。予

算の財源内訳は、国庫支出金で３３３万３，０００円、一般財源で６９６万７，０００円となっております。本年度も私立幼稚園就園奨励費補助金によりまして保護者の負担軽減を図りますとともに、幼児教育の充実に努めたいと考えております。

次に、第４目スクールカウンセラー事業費についてでございます。本年度は１５万９，０００円を計上いたしております。前年度と同額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。不登校や問題行動への対応として、教職員と子どもたちのコミュニケーションを深め、早期発見、早期指導に努めるため、斑鳩中学校にスクールカウンセラーを、斑鳩南中学校には心の教室相談員を本年度も引き続き配置してまいります。これらの教育総務費の予算合計は９，５４６万円となり、前年と比較いたしまして１，１７３万５，０００円、１０．９％の減となっております。

続きまして、１３２ページから１３７ページにかけまして、第２項小学校費でございます。第１目学校管理費についてでございます。本年度は１億８９３万３，０００円を計上いたしております。前年度と比較して１，１７０万７，０００円で１２％の増となっております。予算の財源内訳は、その他で３万１，０００円、一般財源で１億８９０万２，０００円となっております。その要因の主なものは委託料で、斑鳩小学校、西小学校における耐震補強設計業務委託料の増によるものでございます。この学校管理費では、小学校３校において、その管理運営上必要な経費につきまして計上いたしております。小学校の新規格の机、いすの更新につきましては、本年度は最終年度として第１学年を対象に新しいＪＩＳ規格に対応した机、いすに更新することとし、それに要する経費を計上いたしております。また、学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩小学校の本館、資料館、斑鳩西小学校の本館、北館、体育館の耐震補強設計を実施し、小学校の遊具の更新及び修繕や斑鳩小学校に公共下水道への接続を実施し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。また各小学校に心肺停止状態の人への応急処置の器械でありますＡＥＤの維持管理に要します経費を予算計上いたしております。そのほか、学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や教職員の研修に係る負担金等を計上させていただいております。

次に、１３４ページからでございます。

第２目教育振興費についてでございます。本年度は３，２８７万１，０００円を計上いたしております。前年度と比較して５５４万１，０００円、２０．３％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で２０９万４，０００円、県支出金で１７万

4, 000円、合わせて226万8, 000円、そして一般財源で3, 060万3, 000円となっております。平成20年3月に学習指導要領が改定され、小学校では平成23年度から新学習指導要領が全面的に実施されることになります。一部は平成21年度から前倒しし、先行実施されることとなりました。このため学習指導要領で必要となる教材の整備を平成21年度から計画的に進めるための教材用備品の増によるものでございます。またクラブ活動や運動会、文化活動等の特別活動を推進するため助成を行うとともに、経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対し就学援助を実施してまいりたいと考えております。

次に135ページ、第3目保健体育費でございます。今年度は4, 614万1, 000円を計上いたしております。前年度と比較して58万8, 000円、1.3%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で76万円、一般財源で4, 538万1, 000円となっています。その要因の主なものは、学校給食施設の維持管理に係る給食用備品の減が主なものでございます。また児童健康診断に要する委託料や学校医等への報償費、給食用備品や学校給食に対する保護者の負担を軽減するための給食補助金及び学校給食調理洗浄業務に要する委託料につきましては、本年度も引き続き予算計上させていただきます。

以上、小学校費の予算合計は1億8, 794万5, 000円となり、前年度と比較いたしまして1, 666万円、9.7%の増となっております。

次に、137ページでございます。

第3項中学校費について説明させていただきます。第1目学校管理費についてでございます。本年度は9, 911万9, 000円を計上いたしております。前年度と比較して1, 056万5, 000円、11.9%の増となっています。予算の財源内訳は、国庫支出金で2, 760万円、地方債で2, 070万円、その他で3万2, 000円、一般財源で5, 078万7, 000円となっております。この主な要因は、斑鳩中学校本館・西棟の校舎耐震補強工事及び斑鳩中学校北館・体育館の耐震補強設計業務委託に係ります工事請負費、委託料の増によるものでございます。この費目では、中学校における学校管理運営上必要な予算につきまして計上させていただきます。また小学校と同様、中学校におきましても屋外運動器具の改修工事を計画的に実施し、生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。また、各中学校に心肺停止状態の人への応急処置の器具でありますAEDの維持管理に要します経費を計上

いたしております。そのほか臨時学校用務員の配置や学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料を前年度に引き続き計上させていただいております。

次に140ページからでございます。

第2目教育振興費についてでございます。本年度は2,270万3,000円を計上いたしております。前年度と比較して47万9,000円、2.2%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で87万3,000円、県支出金で7万円、合わせて94万3,000円、一般財源で2,176万円となっております。教育振興費は新学習指導要領、中学校では平成22年度から全面実施でございますが、その円滑な実施を図るため平成21年度では特に新学習指導要領、理科備品を購入してまいります。また、中学校教育の充実を図るため必要な備品整備を進めるとともに、部活動や運動会、文化活動等の特別活動を推進するための助成や、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対し、小学校費と同様、就学援助を本年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。これらに要する予算を計上いたしております。

次に、141ページからでございます。

第3目保健体育費についてでございます。本年度は3,257万8,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして563万円、14.7%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で37万6,000円、一般財源で3,220万2,000円となっております。その主な要因といたしまして、斑鳩南中学校のプールの維持管理に係る修繕料の減でございます。この保健体育費で生徒の健康診断に要する委託料や学校医等への報償費、給食用備品や学校給食に対する保護者の負担を軽減するための給食補助金及び学校給食調理・洗浄業務に要する委託料につきまして、本年度も引き続き予算計上をさせていただいております。これら中学校の予算合計は1億5,440万円となり、昨年度と比較いたしまして541万4,000円、3.6%の増となっております。

続きまして、142ページからの第4項幼稚園費でございます。第1目幼稚園費についてでございます。本年度は1億4,524万7,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして248万3,000円、1.7%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で12万円、その他で2,251万3,000円、一般財源で1億2,261万4,000円となっております。幼稚園教育の充実について、現在の各小学校長の園長兼務を廃止し、本年度から各園に専任の園長を配置し、それぞれ

特色ある幼稚園教育と園運営を実施し、幼児教育の充実に努めてまいりますとともに、幼稚園教諭につきましても平成6年度以降、教諭の採用を見合わせてまいりましたが、少子化の時代を迎え、より幼児教育の重要性が出てまいりましたことから幼稚園教諭を採用し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の場の環境を整えてまいります。また、特別な支援を必要とする幼児に対しまして、その心身の状況と発達段階に応じた指導を行うため、支援員として臨時講師を本年度も引き続き配置してまいります。その他、幼稚園費では園児の健康診断に要する学校医等への報償費や、施設管理における警備業務や消防設備の保守点検に要する経費、あるいは遊具の改善等につきまして、前年度に引き続き計上させていただいております。

続きまして、社会教育の関係でございますが、145ページをお開きいただきたいと思います。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費についてでございます。本年度は4,786万2,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして263万9,000円、5.8%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で5万8,000円、その他で3万8,000円、一般財源で4,776万6,000円となっております。まず、第1節の報酬でございます。605万9,000円で社会教育指導員を3人計上いたしております。これは公民館における社会的役割が大きくなる中で、生涯学習のさらなる充実に取り組み、時代のニーズに合った内容の各種教室講座を通じ地域の教育力や人間力の向上に努めるとともに、人権教育の推進に努めてまいりたいと考えております。第8節の報償費でございます。121万円を計上いたしております。重点課題であります家庭教育の充実のため、各幼稚園、小学校、中学校に家庭教育学級を開設し、家庭における子どもの育て方を学習するとともに、保護者の自主活動や情報交換を通じてコミュニティを深め、さらにその輪を広げることに取り組んでいるところでございます。また、人権教育においても地域における人権の向上を目指したセミナーを開催してまいりました。また、本年度も引き続き地域の教育力再生事業として、各小学校で放課後からおおむね5時まで地域ボランティアによるスポーツ、昔の遊び、お年寄りとの交流を通じて、子どもたちが地域社会の中で健やかに心豊かにはぐくまれる環境づくりを推進するため、放課後子どもプランを試行的に実施していきたいと考えております。これらの事業に要する謝金として、人権セミナーに18万円、家庭教育学級に8万円、地域家庭教育講座に9万円、放課後子どもプランに28万9,000円を計上いたしております。第19節負担金補助及び交

付金でございますが、２０４万円を計上いたしております。生涯学習を推進するため、その活動の基盤となります社会教育関係団体への支援及び助成が主なもので、各団体の活動を通しまして生涯学習の支援をするものでございます。

続きまして、１４７ページからでございます。

第２目公民館費についてでございます。本年度は５，７０４万円を計上いたしております。前年と比較いたしまして５２６万５，０００円、８．５％の減となっております。予算の財源内訳でございますが、その他で５１６万２，０００円、一般財源で５，１８７万８，０００円となっております。生涯学習活動の拠点施設として積極的な事業の展開に努めてまいります。また、自主的な学習活動の推進や支援を行いますとともに、公民館教室等の開催を通じまして、知識・技能の取得や、生きがいつくりのための学習機会の提供、充実に努めてまいりたいと考えております。第８節の報償費でございますが、公民館教室及び教養講座の講師謝金として１９７万円を計上いたしております。なお、公民館教室につきましては、趣味を通じての生きがいつくりの機会としての講座でありますことから、昨年度より講師謝礼を算定基準として受講料を徴収させていただいております。さらなる参加意識の向上に努めてまいりたいと考えております。第１１節の需用費でございますが、各公民館の光熱水費等の費用として１，３９２万２，０００円を計上いたしております。第１３節の委託料でございますが、公民館管理運営に要する清掃業務委託料や警備保障委託料等の経費として９９２万２，０００円を計上いたしております。第１５節の工事請負費でございますが、災害発生時における早期対応のため、緊急地震速報受信装置の設置費用として１８４万２，０００円を計上いたしております。

続きまして、１４９ページからの第３目文化祭費についてでございます。本年度は１３９万４，０００円を計上いたしております。前年度に比較いたしまして８万７，０００円、５．９％の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源でございます。本年度も文化振興財団と連携いたしまして、１０月３１日から１１月３日までの間、いかるがの里文化芸術祭をいかるがホールで実施いたしたいと考えております。

続きまして、１５０ページからの第４目文化財保存費でございます。本年度は５，３１３万７，０００円を計上いたしております。前年度と比較して２億３，７１８万２，０００円の減となっております。予算の財源内訳は、国及び県支出金で１，４４０万円、地方債で１，２９０万円、その他で２７２万８，０００円、一般財源で２，３１０万９，０００円となっております。第７節の賃金でございますが、１，１４６万５，０００円

を計上いたしております。主に史跡中宮寺跡の整備に伴う発掘調査や、個人住宅建築等に伴う町内遺跡の発掘調査のほか、公共事業及び開発事業に伴います発掘調査の作業員等の賃金でございます。第13節委託料でございますが、305万5,000円を計上いたしております。その主な内容といたしまして、史跡中宮寺跡管理業務委託料や（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事等施工監理に係る委託料でございます。第15節の工事請負費でございますが、2,348万円を計上いたしております。その主な内容といたしまして、継続事業であります（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備事業の工事請負費の年割をした今年度分として計上しました費用でございます。

続きまして、152ページからでございます。

第5目青少年野外活動センター管理運営費についてでございます。本年度は107万8,000円を計上いたしております。前年度と比較して7万4,000円、6.4%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源でございます。例年7月から9月までの3カ月間の施設管理運営に要する費用でございます。

続きまして、153ページからでございますが、第6目図書館管理運営費についてでございます。本年度は7,451万9,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして213万8,000円、2.8%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金で19万円、その他で24万円、一般財源で7,408万9,000円となっています。昨年に引き続き小・中学校、幼稚園、保育園に対する絵本等の貸与貸し出しを実施するとともに、学校、園担当者との連絡会を定例化し、一層連携を密にしていきたいと考えております。また、資料の収集につきましては、開館以来重点的に収集してまいりました。斑鳩町を中心とした体系的整理を本年度から行ってまいりたいと考えております。第7節の賃金でございますが、1,249万6,000円を計上いたしております。館長及び臨時職員に係る費用でございます。第11節の需用費でございますが、1,618万9,000円計上いたしております。図書館利用者のニーズにこたえるべく資料の新鮮度を保ち、蔵書の充実に努めてまいりたいと考えております。その図書購入費が主なものでございます。第13節の委託料でございます。1,793万7,000円を計上いたしております。主として図書館施設管理業務委託料でございます。いかるがホールと図書館をあわせて財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者としておりますことから、図書館に係る費用を面積案分し、2割の1,342万3,000円となっております。そのほかとして、図書室の運営業務委託が280万円でございます。

す。

続きまして、１５５ページの第７目（仮称）文化財活用センター管理運営費についてでございます。ことし１２月に竣工予定をいたしております（仮称）斑鳩町文化財活用センターにつきましては、来年３月のオープンを目指しまして、そのオープン記念といたしまして国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展の開催を計画いたしております。そこでこれらの準備にかかります３カ月間の施設管理費として１００万円を計上いたしております。予算の財源内訳は、その他で１２万円、一般財源で８８万円となっております。

以上、これらの社会教育費の合計額は２億３，６０３万円となっております。昨年度と比較いたしまして２億４，１１０万７，０００円の減となっております。

次に、１５６ページでございます。

第６項保健体育費でございます。第１目保健体育総務費についてでございます。本年度は２，３２２万９，０００円を計上いたしております。前年度と比較して５３万９，０００円、２．３％の減となっております。予算の財源内訳は、その他で３万２，０００円、一般財源で２，３１９万７，０００円となっております。すべての人々が、いつでも、どこでも、いつまでも身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進を図るため、各種のスポーツ教室や競技大会の実施、またスポーツへの関心が高まる中、そのニーズの多様化・高度化に対応するため、各種スポーツクラブの育成等を行っていくこととしております。第１９節の負担金補助及び交付金でございますが、平成２１年度に斑鳩町体育協会が創立５０周年を迎えられますことから、その記念事業に伴います事業費といたしまして、昨年度より３０万円増額の１７９万円、またいかるがの里法隆寺マラソン・斑鳩三塔健康走ろう会実行委員会に対しまして２７０万円の補助金の助成をしてみたいと考えております。また、町制６０周年記念事業として県下初の実施主体として開催いたしましたチャレンジデーであります。さらに住民の運動への感心を高めるため、本年度もチャレンジデーに参加を考えております。そのことから２０万円の補助をしてみたいと考えております。

続きまして、１５８ページでございます。

第２目町民体育大会費についてでございます。今年度は１３０万円を計上いたしております。前年度と比較して４万７，０００円、３．８％の増となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源でございます。町民体育大会を通して町民の皆さんの健康・体力の推進と、スポーツに対する関心を高めるとともに、大会に参加し楽しんでい

ただくことによりその親睦を図り、明るいまちづくりに結びつくような大会にしてみたいと考えております。

続きまして、同じく 158 ページの第 3 目健民運動場費についてでございます。本年度は 766 万 6,000 円を計上いたしております。前年度と比較して 306 万 6,000 円、66.7% の増となっております。予算の財源内訳は、その他で 92 万 2,000 円、一般財源で 674 万 4,000 円となっております。屋外スポーツ施設の中心的拠点でありますことから、屋外スポーツの振興を図る上で良好な状態で利用をしていただくために、管理運営の徹底を図ってまいりたいと考えております。また、老朽化しております健民運動場の水道設備等及び給水管の改修工事を予定いたしております。

続きまして、159 ページの第 4 目町民プール運営費についてでございます。本年度は 922 万 9,000 円を計上いたしております。前年度と比較して 95 万 1,000 円、11.5% の増となっております。予算の財源内訳は、その他で 123 万 1,000 円、一般財源で 799 万 8,000 円となっております。平成 21 年度も 7 月 1 日よりオープンすることで計画をいたしておりますが、安心して御利用いただくため、管理棟の外塀の塗装やろ過器、土台取りかえ工事等をしてまいりたいと考えております。町民プール運営については、安全を基本に運営をしてまいりたいと考えております。

続きまして、160 ページから第 5 目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費についてでございます。本年度は 3,265 万 3,000 円を計上いたしております。前年度と比較して 592 万 3,000 円、22.2% の増となっております。予算の財源内訳は、その他で 826 万 3,000 円、一般財源で 2,439 万円となっております。住民の健康の増進、体力づくりの推進、スポーツレクリエーション活動、そして町民相互の交流の場として利用していただくために、常に良好な状態で利用していただけるよう適切な管理に努めるとともに、老朽化しておりますサブアリーナの床補修工事等、設備の維持補修に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、教育費に係ります予算の概要でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 第 9 款教育費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の 128 ページから 161 ページまでです。

浦野委員。

○浦野委員 129 ページの事務局費の 7 節の賃金のところで、30 人以下学級を小学校

の方、目指しているということで具体化してきたわけなんですけども、私は以前から30人以下学級を早く設けてほしいということでかねがね言っておりまして、非常に評価してるんですけども、もう一度詳しくこのことで聞かせていただきたいのと、次のページの13節委託料の中で説明がありましたが、外国人英語指導関係、これも非常に評価してるわけなんですけども、これについてももう少し詳しくどういった内容なのかを聞かせていただきたいと思います。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず1点目の事務局費の中の賃金の中で、30人学級ということでございます。先ほど教育長の説明にもありましたとおり、平成21年度から小学校1年生に30人学級を導入することといたしました。すべての町立の小学校で1年生が30人以下の学級になるようにということで、平成21年度につきましては斑鳩小学校と斑鳩東小学校にそういった形で町費講師を配置してまいりたいというふうに考えております。そういったことで学校学習生活の出発点でございますので、小学校1年生が教員とゆっくり、教員がまた子ども一人にきめ細かな指導を行うということで子どもたちの情緒を安定させ、その後の学校生活の基本となるような学習の習慣や生活習慣の定着を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それと2点目の外国人英語指導助手の配置業務委託料ということでございまして、これにつきましては、中学校の英語教育に英語を母国語とする外国人を指導助手として派遣いたしており、生徒の聞き取り能力及び会話能力の育成を図っているところでございます。そういった形で今現在、カナダ人でおられますニコラス・ホッグさんという講師を招きまして、21年度におきまして185日ということで、指導助手ということでの委託料として418万円の計上をさせていただいているというところでございます。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 よくわかりました。

続きまして、133ページ以下、学校の耐震工事、補強工事ということで小・中学校で行われているわけなんですけども、主に横揺れの補強ということでブレス的な意味で補強されてるんじゃないかなと思うんですけども、設計図面も何も見ておりませんですけども、一般的にブレスを入れますと、そのブレスの取り付け口がまた力がかかって弱くなるというふうなことが起こるんですけども、その点は心配することはいらないような工法でしょうか。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 そういったことで、まず本年も二次診断ということで、前倒しをさせていただきまして二次診断をさせていただいております。そういった形で二次診断につきましては現場での補強の強度の検査をいたしまして、コア抜き等をしていただきながら検査の強度を測量し、なおかつ実施設計というそういった形で強度の設計の実施設計を行ってまいるといことでございますので、ブレス等もそういった形で揺れに対しましてのそういった強度の関係につきましても実施設計の中で十分精査されているというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 続きまして144ページ、幼稚園費の中での15節工事請負費で遊具の改修工事費100万円となっておるんですけども、全国的に遊具、子どもは思わぬところでけがをして、指切断とかいっていろいろ報道されてるんですけども、遊具の改修100万円の内容なんですけど、遊具の一品一品を厳密に検討されて、危険な箇所、あるいは老朽化した箇所ということでされてるかと思うんですけども、もうちょっと具体的にどんなことされてるのか聞きたいと思ひます。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては、20年度におきましても委託業者によりまして各学校5校、それから幼稚園3園につきまして、すべて遊具の点検をしていただいた結果、老朽化によります腐食と摩耗と劣化等によりますものといろいろ精査いただきまして、その中で20年につきましても利用しながら、予算化しながら、そういった形で遊具の補修、更新をしてまいったところでございます。21年度におきましても、そういった形で再度点検をしていただいた分につきまして、老朽化の進む中で緊急性の高いものから順次、補修並びに更新をしてまいりたいというふうに考えております。そういった形で21年度で補修工事を予定いたしておりますのは、幼稚園におきましては西幼稚園のチェーンネットの修理、ジャングルジム等の修理という形で実施してまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 その点検なんですけど、職員の方も一緒に同行して、専門家を交えて点検されてるということで理解してよろしいでしょうか。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 そのとおりでございます。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 よくわかりました。

続きまして、151ページの文化財保存費の中で14節の土地借上料、機材借上料、重機借上料となってるんですけど、これもうちょっと詳しく説明をお願いします。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 まず土地借上料でございますが、これは今、藤ノ木古墳の前に石棺のレプリカを置いております。その土地の借上料が7万3,000円でございます。そして次の機材借上料でございますが、これは中宮寺跡の発掘しております、その中のプレハブのリース料でございます。そしてその下の重機借上料でございますが、これは中宮寺跡の発掘、そして開発、そして公共事業等の町内の発掘という中で重機と申しますか、バックホーの借上料でございます。以上でございます。

○木澤委員長 浦野委員。

○浦野委員 続きまして、158ページの町民体育大会のことなんですけども、さきの西谷議員の方から町民体育大会、催されるのに自治会長等は非常に選手選出で苦労してるというお話がありましたんですけども、私もそれを自治会長並びに体育委員経験しまして非常によく感じたことでして、高齢化社会になってきましてなかなか若い子も町民体育大会に参加してくれないという中で、中年あるいは高齢者が例えば走ったり跳んだりというようなことを選手選出してるわけなんですけども、それとまた弁当の手配とか、また準備、片づけということで町内会の自治会長をはじめ体育委員が責任を持って当日を迎える、無事終わるまで責任があるわけなんですけども、これは始められてからもうかなりな年数がたっております。町内は高齢化社会にどんどん入っていつてると。当初始められたときの環境と全然、人間のこれに対する考え方も変わってきておりますので、私も西谷議員の意見を聞いて実にそうだなというようなことを感じたわけなんですけども、されとて健康を維持するという意味で、意味合いは認めるところなんですけども、ことしはこの予算計上、賛成いたしますけども、今後また町民体育大会に関しては検討を加えるべきだなと思うんですけども、できましたら町長のお考え、お聞かせ願えましたらと思います。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 この関係については、町民体育大会自治会説明会を行うわけなんですけども、そ

の中で必ずそういう御意見が出てまいります。しかし、この関係等については自治会長をしたから、あるいはまた体育委員の方々がそれは努力をされてるわけですが、そうかといって当日、仮に開きますとかなりの方々が来られる。その方に聞きますと、よろしおますな、こういうようなのをやってもらったらということになる。この自治会長さんが毎年かわっていかれるということもあるし、昔のように会合とかそういうものがなかなかなくなってきた。一軒一軒訪問し、そういう努力をするということがなかなかなくなってきたということもあり、また浦野委員おっしゃるように高齢化そのもので、その関係等についてはプログラム等もできるだけリレーとかそういうものを少なくして、あるいはそういう団体的に出やすい、綱引きとか、あるいは二人三脚とか、大玉転がしとかいうものに変えていきたいわけでございますけども、一番問題は自治会説明会を開きますと、いや、もうこんななかなか集ってけえへんからもうやめたらええという御意見が出るわけですが、その関係だけで終わってしまうのか。

これはもう町民体育大会というのは、東京オリンピックがあつて、そして体育の日が決められて、そして町民体育大会とか市民体育大会と必ずどことも、ちょうど斑鳩の場合は4月ですが、10月の体育の日の前日の日曜日に安堵町も、あるいは三郷町も平群町も河合町も王寺町もすべて開催をされてます。そういうことを踏まえますと、ただそういう御意見があるからやめてしまうのかということになってくるわけですから、私はアンケートをとらせていただいて、アンケートの中でそういう御意見もいただく中でどういう形を持っていくのか、町民体育大会をやめるということがなかなか難しいと思うんです。やっぱりやめたら、ある方々は何で町民体育大会やめるんやと、せっかく私ら行ったら楽しみにしてるやないかと、こうおっしゃる方も恐らくかなりの方あると思います。

ただ説明会を開きますと、もうそういう選手、あるいはそういう団体の関係等の回覧板を回してもなかなか名前を書いてくれないという苦しみというのは、それはもうまさにあるわけですが、そこらを十分検討しなかったら、ただそういう御意見でもう町民体育大会はやめると、それは簡単なことです。町長が判断して、もうこれはやめるとのことならそれで終わりですが、町民の融合というのは一番今、財政とかいろんな問題はやかましく言われますけども、町民がこぞって参加できる、そういう催しが町の活性化に私はつながっていくんではないかなと。町民体育大会初めいろんな各種イベントがあります。そういうところに参加をしている方は、斑鳩に対する熱意を持って皆

さん方は参加されるわけですから、そういう状況を見ていく中では私は一概に町民体育大会をやめるということはなかなかできないのではないかなという判断をします。ただことし51回目の大会については、アンケートを徴収をしていきたいということでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

木田委員。

○木田委員 小学校、中学校の生ごみ処理機の撤去工事ってなってますけども、30万円ずつ、これはどういう工事なのかということと、それと大阪府の橋下知事が教育委員会について痛烈に批判しておられるという報道をされておりましたね。だけど斑鳩町の教育委員会というものに対しては何もそういう何が出てきてないのかなということと、相対的に小学校、中学校の学力や体力が落ちてきたというふうには報道されておりますけど、斑鳩町の小学校、中学校についてはそういう心配がないのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず1点目の生ごみ処理機撤去費用の件でございます。小学校におきまして、学校管理の工事請負費で生ごみ処理機撤去工事ということで30万円を計上させていただいております。これにつきましては、生ごみ処理機の今現在使わせていただいております生ごみ処理機の老朽化等にもよりまして、維持管理費にも相当費用がかかっておるから、平成21年度から生ごみ処理機を廃止することといたしました。給食の残渣処分につきましては、民間委託ということによりまして堆肥化をしていくということでさせていただくということでございます。そういった形で30万円の内訳でございますけれども、斑鳩小学校と西小学校で15万円ずつということでございます。東小学校につきましては、生ごみ処理機の機種が違うのもございますけれども、斑鳩東はこの学童保育室の増設にあわせまして撤去をしていただくということとなっております。そして中学校でございますけれども、中学校の学校管理費の工事請負費の中でございます。30万円ということで、これにつきましては斑鳩中学校、南中学校の2校ということでございます。

それと二つ目の大阪府知事の発言の中で教育委員会のあり方という形でございますけれども、斑鳩町の教育委員会につきましては常日ごろ研修にも行っただきながら毎月定例会も実施していただきまして、慎重審議をしていただく中、学校の方とも常に研究

をしていただきまして、よりよい教育の発展に努めていただいているところでございますので、そういった形で橋下知事が申されたような形ではないというふうに確信を持っているところでございます。

それと３点目の体力並びに学力の低下について懸念はないのかということでございます。これにつきましても、学力につきましてもは学力状況調査、昨年度実施していただく中で見ますと、全国平均よりも上回っているということでございます。それと体力につきましても、今回の一般質問で議員の方から御質問がありました折、一部では下回るものの、ほかにつきましてもは県の平均を上回り、また全国の平均も上回っている状況と。ただ学年によりましては肥満化傾向にあるということで、そういった形で食育の指導ということで早寝早起き朝ごはんといった形で実施してまいりたいというふうに思っております。そういった形で学力の低下につきましても、県の教育委員会の方から一校一運動ということで通達、指導もある中で、そういったことも十分に学校の方に指導してまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 はじめの生ごみ処理機の撤去に関連しますけれども、堆肥化されるということなんですけれども、それは給食のある日は毎日業者が、一業者かどうかわかりませんが、それが回収に回って、それを持って帰られてそれで処理されるということでいいのかな。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 来年度から実施いたしますわけでございますけれども、給食の残飯につきましてもは週２回、環境対策課の衛生処理場の職員の方で収集していただきます。その間、ポリ容器という形で、臭いの出ない形で保管させていただくということでございます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 そしたら今までの実績から言ったら、大体どのぐらい年間出るんですかね。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 各学校合わせまして約１７トンということでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

伴委員。

○伴委員 １３１ページの１９節の負担金・補助金・交付金の私立学校法人に対する助成

金というのは、これは私立学校何校に対して行われるわけですか。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今お問い合わせの質問につきましては、131ページの私立学校振興費の負担金及び交付金の私立学校法人に対する助成金30万円ということで、これにつきましては斑鳩町内にございます法隆寺幼稚園に対しましての助成ということで30万円計上させていただいております。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 これも申し上げておりますけど、新しい委員さんもおられますけど、当初は法隆寺幼稚園に斑鳩町はやっておって、当初は100万円、その当時から毎年やってたわけやけども、公立で私どもの方は49年ですか、斑鳩幼稚園、54年に西幼稚園、57年に東幼稚園ということをやってまいりまして、そして法隆寺幼稚園をお願いしてたんですけども、そんな100万円もというのはあれやないかという議論があってね。そしたら当時、教育長をされてた関係の芳村副町長は、もうそしたら30万ぐらいでひとつお願いできないかということで一応30万という経過があるわけです。こういう私立の助成というのは、結局もともとから国は私立に対して、幼稚園でも保育所でも大分力を入れてたんですけども、だんだんと公立がやってきたというところに私は大きな問題があると思います。いずれにいたしましても、こういう形になってきたら地元には法隆寺幼稚園がある以上は、何らかの助成をしていかなければいけないと思いますし、また我々としてもこの公立の幼稚園も、この教育委員会ともども力を合わせながら新しく入ってこられる園児をうまく育てていくというのが我々の使命です。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長の御説明でその辺の趣旨はよくわかるんですが、就園奨励の補助金の上の方にのってるんで、これで十分私立の方も何とか運営していけるようにも思うんですが、そのあたりはどのようなもんですかね。

（「これは保護者やな。」という声あり）

はい、保護者が行ってくれはるということで。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これはちょっと趣旨が違いまして、今おっしゃっていただく30万円については幼稚園の運営費でございます。そして就園奨励費は保護者に対してより幼稚園に行きやすい財源、経済的支援をしているということでございます。内容が違いますので

御理解いただきたいと思います。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 私の質問の仕方が悪かったんですが、内容の違いはわかるんですが、間接的には私立の幼稚園に来ていただきやすいスタイルになってるように思うんです。そういう意味でこの下の方の必要性ですね、おっしゃることはわかるんですが、どのように今後考えられるかということをお聞きしたいんですけど。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 間接的にということで、当然私学幼稚園の定員というのがございます。それ定員いっぱいいっぱいと言われるというのは、非常にこういった就園奨励費があることによってそういうのにつながっているということも言えないことはない。しかし、本来この件についても保護者の負担、今までおっしゃっていますように公立幼稚園については、斑鳩の場合は余裕があるんですけども、余裕のないところもございますし、また地域の近くにないという条件的なものもございます。そうしたことから、幼稚園に行きたい人をスムーズに行けるような体制づくりというものを国の方でも考えられて、あるいは国の方でも幼児教育というのは大変重要視されておりますので、そうした意味で行きたい人が行けるような環境づくり、条件整備というのが必要ではないかというふうに思います。そうしたことでこの制度は引き続き実施していきたいというふうに思います。以前からも公立幼稚園の方が高くついてるやないかというようなお話もございます。確かにそういうこともございましたので、昨年からそうした制度については最低、公立幼稚園、斑鳩町の町立幼稚園が負担する分は保護者に負担していただくということで、その補助要綱を改正して実施しているところでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 今のお話で私立の幼稚園に行きやすいようにしていただいている、これはよくわかります。だけどその一つ下の私立学校法人に対する助成金というものに対して、本当に必要性があるのかというちょっと思いがあったんで質問しました。次の質問に移らせていただきます。

136 ページ、下から3番目の学校の給食の補助金、小学校、中学の。これ実際、小学校、中学でどれぐらいの方が受けておられるのか教えていただけますか。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 給食補助金でございます。480万7,000円ということで、こ

れにつきましては牛乳の補助金ということで、１６円２６銭の全児童に対しまして給食の食数を掛けて組んだ補助金の金額でございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 私、これ給食費が払いづらい方に対する補助金かなと思ってちょっと質問させていただきました。えらい間違いました。申しわけございません。

その次に、１５２ページの青少年野外活動センターの管理運営なんですが、これは説明から７月から９月というような形で、私思いますけど、近所に郡山の矢田の野外活動とか、また県内では吐山の野外活動センターというのもあるんで、このあたり、実質これも必要性に対して御答弁願いたいんですが。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 今、伴委員おっしゃっております野外活動センターが利用が少ないということと、それともう一つは近くにいろんな施設があるので、そういうのも検討してはどうかという質問と思いますが、まず野外活動センターは目的としては、青少年野外活動センターは青少年をはじめ町民が野外活動を通じ、自然の中でふだん接することの少ない豊かな自然体験を集団活動の中で行うと。そしてまたその中で連帯感や仲間意識の向上を図り、創造力を養う場として７月から９月の３カ月間実施しております。ここ何年間でございますが、平均大体３００人程度の利用でございます。その中でも費用対効果云々ということでも以前も質問を受けておりますが、この青少年の健全化の観点からは地元にこういういい施設がある、このよさを、少子化の影響で利用は少なくなっているのは事実でございますが、町として担当課としては利用者をふやすというふうな方法を今後考えていくという中で、例えば開所日の期間の３カ月間の間に利用の少ない平日等で飯ごう炊さんの実習やテントの設営講習会等、青少年野外活動センターしかできない講座を実施するということも検討していきたいと考えております。

そしてもう一方、今おっしゃっておられる近くに曾爾の青少年自然の家とか郡山の少年自然の家とかございますが、今のところ町といたしましては今の白石畑にある野外活動センターをできる限り維持していきたいと考えております。御理解をよろしく願いいたします。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 続けていくというような御答弁であれば、いろいろ企画、行って楽しいやろなと、これはおもしろそうやなと思うような感じて企画、運営していただきたいと思う思

いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○木澤委員長 13時まで休憩いたします。

(午前11時56分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○木澤委員長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続きまして、教育費に対する質疑をお受けいたします。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 まず最初に、教育委員会で子どもたちの登下校時の交通安全のボランティア、見守りいうんですか、そういうふうなんのボランティアの登録を募集をされましたね。それで登録された方が毎朝、また子どもの下校時に子どもを見守っていただいてますが、その間、教育委員会でそういう方が立っておられるとこへ見回りに行ったことがあるんかどうか、それをちょっとお聞きします。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今お答えの学校安全ボランティアの件でございますけれども、当然、ボランティアの方には常日ごろから子どもの安全・安心につきましてパトロールをお願いしているところでございます。そういったことで、斑鳩町でも町職員が順番に下校時間を中心に青色パトロールで各小学校周辺につきましてパトロールを実施していただいているところでございます。特にそういった形で私どもも教育委員会も職員も順番制で回らせていただいております中で、西につきましては河藪橋に立っておられる、興留方面もおられます。そういった形で巡回パトロールをしてる間におられましたら声掛けまして、御苦労さまですといった形でお話をさせていただいているというところでございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 質問の仕方が悪かったのかな。教育委員会がその立っておられるとこへ、訪問いうんですか、行かれたことはあるんですか。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 教育委員会といいますか、教育委員さんということでございましょうか。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 いえいえ、教育委員会の職員がということですね。別に教育委員さんと一緒

でもそれは構わないんですよ。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 教育委員会の職員もそういった形でパトロールに乗車しておりますので、当然そういった形で回らせていただいております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 青色パトロールは別によろしいねや。教育委員会の職員が、学校安全ボランティアに登録されておられる方が立っておられるところへ行かれたことがあるんですかという話です。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 そういった形でボランティアが立っておられるところへも行かせていただいております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そういった形というのは、青色パトロールでという形ですか。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 斑鳩町教育委員会事務局の職員が、学校安全ボランティアで立哨していただいているときに行ったこともございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 この間ちょっと話す機会ありまして、学校安全のボランティア、毎朝立っていただいていますねんけども、教育委員会は募集だけしてあとはナシのつぶてやないかと、見回りに来たこともないやないかと、一体どない思っているねんと、そういうふうな意見をお伺いしましたんやけども、先ほど行ったこともありますという話なんですけど、それはどういう頻度で行かれているのかちょっと教えてください。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今現在、ボランティアの登録者は39名おられまして、斑鳩小学校17人、西小学校で18人、東小学校で4名という形でございます。教育委員会事務局職員がすべてのボランティアの方々にお会いして回らせていただいたという経緯ではございませんで、その時々、月に1回あるかなしでございますけれども、職員が直接ボランティアの方と接してお話しさせていただいたぐらいの程度でございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 月に1回ほどは回っておられるということで理解してよろしいんですね。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 そういう形で御理解願いたいと思います。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 私聞いたんは、もう全然来てはらへんというふうなん聞きましたんで、またそしたらそれをおっしゃった方に言いまして、月に一遍ほどは回ってるという形で言います。たまたまその人だけが抜けてたんかどうかはわかりませんが、わかりました。またそれはその方に言うておきます。

それと幼稚園ですね、今まで小学校長が園長を務めておられましたけれども、それを廃止して新たに園長をつくるということなんですけれども、そういうふうにしてそれぞれ3園、特色ある教育を目指したいということなんですけれども、その特色ある教育というのはどういうことで、具体的に教えていただけますか。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 平成20年度までは、園長は小学校の校長が兼務をしておりました。そこで園長がいつも園にいるのではなく、時間的に園児や保護者との対応が完全なものではございませんでした。そういったことで、園長というものは学級担任とともに園児の登園の様子の観察に始まりまして、園児一人一人の健康状態等の様子を理解しながら保護者との対応もきめ細かに行うべきではないかというふうに考えております。そういったことから、全職員の特色や個性を理解しながら、それぞれの自主性を十分に発揮させて、これらをまとめて園長のリーダーシップのもとに民主的、合理的に園の管理運営をしていかなければならない。そのためにも園長自身が全職員の規範としてみずからたえなる研修に努めるとともに、人間的にも修養に努め、豊かな抱擁力を持つことが望ましいんじゃないかという形で、そういった形で特色を持った園運営をしていきたいというふうに考えております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 なるほどいいことなんですよ。何も小学校の校長を園長から外すということについて異論があるわけでもないんですけど、その3園それぞれ特色のある教育いうの、それどういうふうなことかをお聞きしてるんですよ。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 いろいろ今日までもそうした特色を持ってどうするのかということは考えてまいりました。例えば西あるいは東幼稚園で、子どもたちは日本伝統文化であります

お茶を習って、そして行儀作法といいますか、日本の文化に親しんでいただくというようなことも一つとり入れております。あとはまた斑鳩小学校では、アイセスのボランティアの方をお願いして、英会話といいますか、英語に親しむということで取り組んでおりますし、そうしたものを中心にしてまたこれから新たに専任園長を決めるときになった中で、それぞれの幼稚園にふさわしいといいますか、何が取り組めるのか、そうしたものを今、園児の様子、あるいは園の環境、そういうものも含めてどうした取り組みがいいのかということをまた考えていただけるものと思っております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 斑鳩小学校とおっしゃいましたが、斑鳩幼稚園ですね、が英語教育をやっておられるというのは知ってます。ゲストティーチャーみたいな形ですね。またそれをしておられるアイセスの方も大変喜んでおられますし、そういうふうなことはどしどしやっていただいて結構かと思います。先ほど教育長の説明で3園それぞれ特色のある教育とおっしゃいましたので、どういうもんかなというふうなことをお聞きしたわけで、今おっしゃっていただいたんは、何も小学校の校長が園長をやっておられるところから始めていっていただいているものでありますから、今の幼稚園の教頭が恐らく園長になられるとは思うんですけども、そこら辺を見習って、先ほど教育長おっしゃったような特色ある教育、それぞれに特色のある教育をやっていただければありがたい、幸いかなと思います。

それと健民グラウンドの水道の設備の改修とおっしゃいましたけど、これちょっと教えていただけませんか、どういうふうなことから。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 健民運動場のバック裏にある手洗い場でございますが、使用頻度の少ない日が続くと、水道管内のさびが蛇口から排出されて赤っぽい水が出る場合があります。去年の町民体育大会でそれが発覚いたしました。現在は手洗いなどは使用していただいておりますが、うがいなど口の中には入れないようお願いしております。

そしてもう一つは、この手洗い場については健民運動場北側の斜面の下にあることから、雨水などで流出された土砂がたまりやすく、利用者などの協力も得ながら今は撤去作業などを行っている状態でございます。

そしてもう一つは、この手洗い場の水道は中学校から健民運動場に引いている管で供給してるため、大きな大会、例えば町民体育大会などでございますが、トイレなど多く

の方が利用した場合、水が出にくい状況が続いております。このような状況を改善するために、今年度、町民体育大会までには単独に水道を引く工事を実施するものでございます。以上でございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それは北側の水道部分だけやられるんですか。それともトイレのあるところですね、器具を納める倉庫の横、トイレとの間のところもやられるんですか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 今現在ですけれども、ちょうど学校の給食室から石垣伝いで、ふだんの道を横断して水道管が入っております。今度、それを健民グラウンドのちょうど進入路がございますが、そこから延長いたしまして北側に水道管を引いていくと。そしてトイレの方までそのまま持っていくと。それは口径を太くしていきます。そしてそこからテニスコート、あるところはそのままでございます。以上でございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 わかりました。トイレのともしていただけるということなんですけれども、水道だけやなしに町民体育大会のときに、御存じやと思いますけれども、女性の方がトイレを使用するのにずらっと並んではる。これは一時だけやなしに、常時並んではるような状態なんですけれども、その女子トイレの拡幅言うたらおかしいけど、広げるような計画はないんですか。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 計画はございません。ただ大きい大会というときには、もうずらっと並ぶということは当然承知しておりますが、町民体育大会で言わせていただきますと、そのときには本部からのマイク放送で中学校のトイレを御利用ください、そして仮設トイレ等の対応で今はさせてもらっております。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それでも並んではるということですね。これ前にも言った思うんですけども、町営の駐車場、あそこもトイレ改修のときに女子トイレは広くしてくれと、大概並んではるのは女性の方やというふうなことで言いましたけれども、結局は面積的には同じような面積でされたと。今回の健民グラウンドに関しましても365分の1、1日だけのことで、そんなもん費用対効果を考えるとやっていいもんかどうか、そこら辺は疑問視する人もあろうかとは思いますが、先ほど町長が町民体育大会はやるべきもんや

と、コミュニティの場としても必要なもんやということをおっしゃいましたけれども、それであればそういうふうなトイレを使用するのにずらっと並ばな、１０分ほど並んで使用せなあかんようなことは解消していただきたいと思います。

それと今、町民体育大会の話が出ましたけれども、先ほど同僚委員が町民体育大会についての町長の意見を聞かれましたけれども、私も１６地区の体育委員で約十四、五年やらせていただいています。人集めはそれは大変です。いろいろ苦勞もしますが、無事に体育大会が終わった後、１６地区、９つの自治会があるのかな、その自治会の方と打ち上げのことをさせていただきますけれども、そのときには皆さん盛り上がって、最初は嫌がってはりましたが、始まるまでは。町民体育大会が始まるまではいろいろな苦勞もあるけども、その町民体育大会が無事に終わって打ち上げのときには、皆さん和気あいあいと盛り上がって、来年もやろうとか、うちの自治会、体育部つくろとか、そういうふうな話が飛び出てまいります。私はぜひとも町民体育大会は続けていただきたい。

それと人集めに関してですけれども、それは苦勞します。ただし今までの感覚でいくと、中年・高齢者の方を対象に集めていたから苦勞をしたと思います。うちの１６地区では、２年ほど前からオープン競技にも小学生と親御さんで参加してもらうようにしました。何も大人同士が参加する必要ないんですね。それは説明会のときに確認しております。そしたら小学生の参加者がふえる。またお父さん、お母さんの参加者がふえる。うちの自治会では座るところがないほど人がふえております。そのように苦勞されておられるのはわかる、自分自身も苦勞してますからね。ただし考えようによったら地元自治会員、またその近隣の自治会の友好の場に適してるもんだと、この２年やって思いました。苦勞してはるとこも、そういうふういろいろな工夫していただいて、ぜひとも参加していただく、また町民体育大会を続けていっていただきたいとこのように思います。以上です。

○木澤委員長 トイレ改修に関する答弁はいいですか。

○嶋田委員 もうせえへん、ない言わはってんから。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 トイレ改修と増築というのはなかなかあれですから、仮設トイレは、そういう点については考慮していきたいと考えております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 先ほど伴委員の質問と関連しますが、131ページの私立幼稚園就園奨励費助成金1,000万円。国・県支出金が333万3,000円と町が666万7,000円、法人に対して30万引いて1,000万という助成をしていただいているんですが、この助成をする考え方、例えば幼稚園に入園したいけども町立の幼稚園で受けていただくところがないから、やむを得ず私立に行かなあかんということで出すというのが本来の考え方ですやろか。先ほど教育長は、斑鳩町ではまだあきがあると。あきがある中でも、これは出していかなあかんお金なのかということをお尋ねしたいと思います。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これは国の施策でございまして、幼児教育を充実していくということでございます。そうした中で奈良県としても、また斑鳩町としてもそうしたすべての方が、そしたら公立幼稚園に来られたときにどうするのかということになりますし、今、私立幼稚園で、この近隣で複数ありますので、そうした幼稚園に通っておられる子どもさんがたくさん私学に通っておられます。そうした方々に幼児教育をしっかりと受けていただくということから、こうした奨励事業がございましてこれからも、あいているというのは、これは先ほども町長もおっしゃったように来ていただく努力、そうした中で今、園長を専任にして幼稚園教育の内容も見直していこうというのが一つの考え方でございますので、御理解をいただきたいというように思います。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 斑鳩町立の幼稚園に入園できる枠があるけども、親御さんの保護者の思いで私立幼稚園に入れさせたいという、私事の都合で行ってはっても、これは出していかなあかんもんなのか。町へ申し込みしたけど受けてもらわれへん、そやからやむを得ず私学へ行かなあかんというときにださんなんもんかということやけども、そういったはっきりした理由がないねやろね。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これも先ほど言いましたように、国の方で幼児教育というものを充実していくということでやっておりますので、町としてもこの事業についてはそういう希望、私学へ行きたいという希望がある以上、これは助成事業として取り組んでいく必要があるというふうに思います。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長　これ県が３３３万３，０００円という支出あって、町が６６６万７，０００円を計上しなくてはならないほどの園児が私学に通っているということですよね。何名の方が私学へ入園されるんですかね。

○木澤委員長　野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　この私立幼稚園就園奨励費補助金につきまして、対象人数は１５６人の見込みでございます。

○木澤委員長　中川議長。

○中川議長　その一人の園児に対して、保護者の方の収入によってなんですか、一律ですか。

○木澤委員長　野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　それは家庭の所得状況に応じまして、保護者の経済的負担の軽減を図るということで補助金を支出しているということでございます。

○木澤委員長　中川議長。

○中川議長　先ほど町営住宅の関係で建設課長にもお尋ねしましたが、小学校、中学校の下水道接続の工事という予算を組んでいただけてますが、この下水道に接続された後の浄化槽の取り扱いについてお尋ねをしておきたいと思います。

○木澤委員長　野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　今回、予算化させていただいてます小学校と中学校の下水道の取り付け接続工事でございます。あわせまして、その浄化槽の管理につきまして現在どうするか検討中でございます。

○木澤委員長　中川議長。

○中川議長　建設課では、撤去費用、解体費用として２００万、教育委員会がそれを撤去するとも再利用するとも何も考えてないことはないと思いますけど、もう一度どうですか。

○木澤委員長　暫時休憩します。

（午後１時２２分　休憩）

（午後１時２６分　再開）

○木澤委員長　それでは再開いたします。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　斑鳩小学校、斑鳩中学校につきましての公共下水道の接続についま

しては、一部あと残ります分について手洗い場等につきましては接続しませんので、浄化槽はそのまま残すということでございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 手洗い場の排水については、なぜ下水道につながれないのかお尋ねしておきたいと思います。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 接続工事の関係でございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 しようと思っても工事ができないというふうに理解してよろしいですか。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 費用の関係でことし1年でできないということで、2年計画で実施したいということでございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 予算の関係で2年の事業にすると、下水道をつなぐのを、そう理解しておきます。

それと給食調理・洗浄業務委託料なんですが、この金額、委託料の中に入っているもの、例えば人件費、材料等、入っているものをちょっと教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては、洗浄業務にかかります栄養士、調理員の人件費でございます。あと当然使っていただきます施設につきましては、給食につきましては当然町の管理でございますし、備品につきましても町でございます。あとそういった洗浄とかにかかります洗剤とかにつきましては業者の方で、消耗品関係につきましては業者負担ということでございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 小学校やったら2, 398万5, 000円、何名の方が従事されるか、お聞きになってたら教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 通常、栄養士を含めまして4名でございます。学校によりましては、4名以上で来ていただいているところもございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

そうしましたら、申しわけないですけど私の方も幾つかお尋ねをしたいと思います。

トイレ改修、下水道接続のことで御質問がありましたけど、小・中学校のトイレ改修について、保護者の方からなかなか改修されないという意見をたびたび聞くんですけども、私自身、２月１１日でしたか、法隆寺マラソンがあったときにちょうど西小学校の体育館のトイレをそのとき使わせてもらったんですけど、壊れて水が漏れているという状況とドアがもう閉まりにくい、閉めてもらったなら今度はあかないというような状況でちょっと使いづらいなというふうに思ったんですけど、このトイレ改修についてはその学校の中の予算になるんでしょうけど、改修についてはどのように行っているんですか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 トイレの改修につきましては、順次学校の方からこういった形で傷んでるということの報告を受けまして、町の方もそれに伴ってすぐ改修をしていくと。主に改修の内容ですけども、水洗トイレのノブがほとんどが傷みやすい。手でレバーを下げるのを足で下げるとかいった形で傷みやすい。ノブの修理がほとんどで、あとトイレのつまり、高圧洗浄をするなどしての修繕はさせていただいております。

○木澤委員長 一般的にそういう形でやっていただけるんでしょうけど、今私が申し上げました西小学校の体育館トイレについては。

栗本教育長。

○栗本教育長 ちょっと内容を確認して早急に対応していきたいと思います。

○木澤委員長 順次やっただけというのであれば結構ですけど、予算が上がって対処ができないということにならないように、予算配分もしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

続きまして、１３５ページのところで教育長の説明もいただきましたけど、新学習要領との関係で教材を購入されているということですけど、これ計画なんかは組んでいたんでしょうか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 ２１年度で新学習指導要領の改訂に伴います予算を計上させていただいておりますのが、小学校では理科の教科で教材備品ということで８０万円、それから英語活動によります備品が教材備品ということで英語で２２０万円の予算を計上させていただいているところでございます。また中学校におきましては、理科の教材という

ことで80万円の備品教材ということで予算を計上させていただいているところでございます。

○木澤委員長 21年度でそういう形で組んでいただいていると。

○野崎教委総務課長 おいおい年次計画を立てまして、あと22年度以降につきましては、小学校では英語活動での備品を来年度22年度ですか、予算要求していくということで、中学校につきましても武道に関します予算の計上は22年度にしていきたいと考えております。それと楽器類につきましても、音楽関係につきまして23年度で予算を計上していきたいというふうに考えております。

○木澤委員長 今の部分について、国・県等からお金は出るんですか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 補助金、2分の1でございます。

○木澤委員長 わかりました。

そうしましたら、それとちょっとあわせて、これまでもお尋ねしてきたんですけど、「なかま」の本の購入については、21年度はどうされるんですか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 「なかま」の本につきましても、21年度につきましては20年度同様、購入をしてまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 この「なかま」については、今、県の方でもいろいろ研究をされておまして、今日まで研究機関で編集、作成しておりますものを、県教委、直接そうした内容の編集をしていこうという動きが出てきています。24年以降については、今のところ県が直接1クラス分ずつぐらい各学校に県費で配布するというような今計画をされています。したがって、23年ぐらいまでは今のような状況が続いていくというふうに思っています。

○木澤委員長 これまで購入の仕方についてもお尋ねをしてきましたが、その発行元が、内容は県の教育委員会の方で編集をされるように検討されていくということですが、発行については部落解放同盟の方から発行されているということについては変化はあるのでしょうか。

栗本教育長。

○栗本教育長 部落解放同盟ではなしに、部落解放研究会だということです。これについ

ては、今先ほど言いましたように具体的にまだできていませんけれども、県の動きとしてそういう県が編集をして、そして県が発行するというふうに聞いております。それは24年度以降の本について県が配布するということでございます。

○木澤委員長 名称についてはちょっと間違えましたんで、訂正をしておきたいと思います。ただこれについては研究はされているということですけども、町としてそれまで体制は変わらないということについては批判としておきたいと思います。

それと予算の概要の75ページのところに、中学校講師の配置ということで挙げていただいてますが、今回、小学校の1年生については30人学級を実現していただくということで非常に評価をさせていただいておりますが、これについて金額は中学校講師の配置のところで金額が減っていることについてはどういふことでしょうか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては、講師の人数につきましては平成20年より中学校に4人、同数でございますけども、平成21年度の予算につきましては月額を日額に変更させていただきまして、それに伴う差額の減でいうことでございます。

○木澤委員長 というと、実際に来ていただく日が、人数が減るといふか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 平成20年度は常勤でございまして月額、月17万円2,200円でしたのが、平成21年度、日額ということで200日ということで計算させていただいて、これの差額がそういった分でございます。

○木澤委員長 これ要するに単純に考えると、その講師に来てもらってる人にとったら賃下げになるということになるんじゃないですか、そうじゃないんですか。

栗本教育長。

○栗本教育長 それについては、実質教科に必要な日数を算定させていただいてます。したがって、夏休み等とか長期の休業中については先生に休んでいただくということでその差額が出てきたと。

○木澤委員長 例えば夏休みで2カ月あって2カ月休むとしたら、月額のときでもそれは同じではないですか、その2カ月分来なかったら。日額になったからといって、1カ月で来る日、来てもらってるときの月内の出勤の日数は変わらないと思うんですけども。

栗本教育長。

○栗本教育長 要は中学校の場合いろいろありますけれども、クラブ指導とかいうのはあ

りますけれども、ここはあくまでも不足する教科に対しての補充をするということでございます。夏休み中の授業のないときには必要ないから、それは雇わないということでございます。

○木澤委員長　ですからそれは月額のときも同じじゃないんですか。

栗本教育長。

○栗本教育長　そのときは、当然申し上げましたようにクラブ活動にも従事していただいて、そして毎日出勤していただくというのが条件でございますので、それは月額で来てもらってるときにはクラブ指導等に従事していただいております。

○木澤委員長　そしたらまとまって夏休み等をとるというか、その時期だけ来られないというふうになったことによって金額が減っているということですね。わかりました。

申しわけないです。続きまして145ページの社会教育指導員なんですけども、これは新規で始められるということなんですけど、具体的にどういうふうな中身のことをされるのかお尋ねをしておきたいと思います。

清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長　社会教育指導員の報酬ということで、本年度3名上がっております。その理由でございますが、生涯学習とは、学校教育も含んだ人の生涯においてすべての学びの道だと。この中に当然高齢者が定年を迎えられた方も対象になっております。団塊世代の退職、地域コミュニティの崩壊、高齢化の進行という今日の社会情勢を考えると、社会教育の充実はより大きいものとなってきております。そのような情勢の中で豊かな社会経験を積まれた社会教育指導員の力が必要になってくると考えており、来年度は3名の増員ということでお願いをしております。

○木澤委員長　この増員されるのはわかるんですけど、156ページの保健体育費のところにも社会教育指導員を1名計上していただいているんですけど、新たに3名配置される方をどういった中に置かれるのか。さっき人権教育等もされるというふうにおっしゃったんですけど、具体的にどういうことをされるのでしょうか。

清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長　まず社会教育指導員の職務といたしましては、社会教育の推進について個人や社会教育団体の普及啓発活動や指導助言が挙げられます。つまり社会教育全般にわたり中心的な役割を果たすのが社会教育指導員でございます。斑鳩町におきましては、平成21年度に放課後子ども教室や学校支援事業といった各者連携の取り組みを

通して人材の掘り起こし、またボランティア活動という場の創造、地域コミュニティの再生に取り組んでいきたいと考えております。その際に調整役、コーディネーターとしての卓越した指導員を発揮していただきたいというふうに考えております。

○木澤委員長　今説明いただいたことで1年間やっていただくということなんでしょうけど、具体的にという点でもう少しわかりやく。

栗本教育長。

○栗本教育長　今日までも指導員として来ていただいた方あるわけなんですけど、その方が1名退職されるということで、そうした中で今回、小・中で3人の校長が退職いたします。そうした方々の今日までの教育の技能、知識、あるいはそういう指導の技量といますか、そういうものをうまく活用させていただいて、生涯学習の場で研修の充実を図っていききたいということでございます。そうした中で、今、課長が申し上げておりますように生涯学習講座等、公民館で開催するわけでございますが、そうした場合の企画立案とか、あるいは実行に当たっての運営とか、あるいはまた各種団体、あるいは参加者とのコーディネーターといますか、そういうものにも従事していただくということでございます。また体育館におきましても、同じようにそうした今、盛んにスポーツに参加される方が多くなってきています。またいろんな競技、あるいはレクリエーション競技等が出てきているわけでございますが、そうしたものをとらえて住民の健康づくり、体力づくりに努めていただく、そういうものに取り組んでいきたいというふうに考えてます。

○木澤委員長　今の教育長のいただいた答弁ですと、小学校の校長先生3人が退職されてということに。

栗本教育長。

○栗本教育長　小・中学校で3名ということでございます。

今考えておりますのは、これは人事のこともありますので余り言えませんが、公民館と体育館に配置をさせていただくということでございます。小学校だから公民館に向かないということではないというふうに思っています。

○木澤委員長　これも新しい事業ですけど、費用は町の一般会計から全額負担になるのでしょうか。何か国や県から事業として補助があつてやってるとかそういうことなんでしょうか。

栗本教育長。

○栗本教育長 これは国の補助金はありません。全部一般会計で負担いたします。

○木澤委員長 ちょっとそうしたら関連なんですけど、145ページに放課後子どもプランのコーディネーターについて予算計上をしていただけてますが、なかなか見つからないって言って去年も予算計上していたけど、それで担当課の方も苦勞されていたと思うんですが、こういうところで活躍いただこうということなんですか。もう今ちょっとおっしゃっていただいた中ではそういうふうに感じたんですけど、コーディネーターの役割もやっていただくということなんですか。

栗本教育長。

○栗本教育長 今のところ、だれにさせていただくかというのはまだ決まっておりませんが、今、委員長おっしゃるようなことも一つの方法かなというふうには思います。

○木澤委員長 そうしましたら、すいません、もう1点だけ。通学路のことについてお尋ねしたいんですが、以前にも一般質問させていただいた斑鳩小学校の南側の古墳のところの細い通学路、あれについてはPTAの方からも改修、改善の要望が挙がっていると思うんですが、これも大分昔から挙がっている問題やと思うんです。教育委員会の方でこれまで通学路の隣接している土地の所有者の方とかに交渉されてきたのか、その辺の経緯、ちょっとお聞かせいただけますか。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今おっしゃっています斑鳩小学校南側の大塚山古墳の周辺の通学路ということでございます。折々あの付近にあります神社の竹のササが出てきて、死角に入って見にくいとか、道路ののり面路肩が崩れるので補修してくれというような要望がございます。そういったとき、折々につきまして路面につきまして改修もさせていただきながら、そういったササの出てる分につきまして地元住民の方に御協力願うということで、切っていただくなりということで御協力をいただいているというところでございます。

○木澤委員長 通学路を広げるとか水路にふたをすとかいうことは土地改良区等の管理になると思うんですが、あそこはたしか休耕田もあったと思うんですよね。そういうところの土地を利用して通学路を広げるとかいうことの交渉、もしくは検討ですね。広げることによって車が通ることになったら難儀やということはお聞きしたんですが、それを車は通れないけども、通れないようにしても道を広げるということの検討は可能やと思うんですが、その土地の持ち主さんとそういう話をするというふうな検討はされたの

か、それか実際に交渉されたことなんかはあるのか。

栗本教育長。

○栗本教育長 通学路として広げることにについて地権者と交渉したことはございません。

この前も申し上げておりますのように、今、通っていただいております、それは子どもたちにとっては一番安全な通学路ではないかなというふうに思っております。あそこへは自転車も入ってきませんし、単車も入ってきませんし、そういうことをあそこを通られる方もそういう注意をしていただいていると思うんですが、そうした意味では子どもたちはあの区間については安心して通っているのではないかなというふうに。

○木澤委員長 自転車は通ってるのは、あそこ、幼稚園を送り迎えするのにとか、私も通りますし、その際に行き違いができないくらい細いということが問題になって改修を望んでいるという要望やと思うんですよね。さらに私がお聞きしてるのは、あそこの通学路に面する土地を持っておられる方で、小学生、よう溝にはまっとなると、何とか広げることできへんのかというふうに、土地の持ち主の方からそういうふうに、広げるんやったら土地を少しぐらいやったら協力してもええでみたいなことをお聞きをしてるんです。ただその方も御高齢なんで、もうわしが死ぬ前に何とかならへんのかというようなこともおっしゃってまして、なかなか猶予もないのかなと。特にすぐ体が悪いとかそういうことではないと思うんですが、そういうことでしたらまた相続というふうになると、いろんな方に権利が移ってしまっただ交渉が大変になるということもあることから今回ちょっと取り上げさせてもらってお聞かせいただいているんですけども、そういう話は聞いたことありますか。

○木澤委員長 小城町長。

○小城町長 木澤委員はそういう形でいろいろと保護者からも聞いておられるんですけども、大塚山古墳を管理されてる遺族会の方々は、あの大塚山古墳も崩れ去ってくるし、その周辺を農家の方が土地を借地で貸してるところもございますから、だんだんと削られて大塚山が崩れてくる、そのことも心配であるということで遺族会の方も心配であるし。通学路の関係等について、もうこれは我々の時分からあそこを通ってたんです。そういうことを考えますと、今現状から言って、広くしたら必ずしもいいかというよりも、みんなが、だれかがそういうことで誘導してやるのが一番大事やと私は思います。先ほど嶋田委員がおっしゃったようにボランティアを募集して、そういうときに登下校立っていただくとか、そういうことをしていかなかったら、二列、三列に並んでいって、

とてもそんなの無理ですから、そこで追いかけてこしたらとても行けませんからね。私たちも田んぼへ落ちたりしたことも事実ですし、必ず、だいたい五百井の神社のところに集合して、あそこから大塚山へ行って、そして裏まで入っていくというコースでしたから、今も昔も変わってはないと思います。今、じきにそれおっしゃるのは、そこに田んぼがあるよってに、その田んぼの協力を得たらええやないかと、なかなかそれは簡単にいきません。いけてたら、必ずもうそれはクリアできております。やっぱり難しい事情があって、大塚山古墳の関係等についても遺族会からもあの崩れてくるところを何とかしてもらえませんかという、町にも来ておられますし、そういう点についてもその田を持っておられる方の話もしますけども、なかなか難しい。あそこは特に無農薬野菜が何かをつくってる方もおられますからね。そういう点に関しまして、田をえぐってこられるとか、いろんな問題があつてたいへんなことだと思ってますし、遺族会の立場も考えてやると、大塚山というのは立派な古墳ですから、木澤委員おっしゃるように、登下校の中でボランティアの方が、だれかが登下校の誘導をしてやってほしいと思っております。

○木澤委員長 確かに土地の交渉というのは大変なこともあるんですけど、町長おっしゃるように誘導はそれはしていただければいいと思うんですけど、私が言ってるのは、あそこが細いから行き違いができないというぐらい細いから危険やという声があることに對しての改修なんですけどね。ですので予算委員会以外でまた要望等を持っていきたいと思いますんで、議論はこの辺でとめておきたいと思いますが、PTAからも出てますように、あそこ、子ども通るのに幅が圧倒的に狭いですから、それは私は何らかの改修が必要だと思っておりますんで、この点につきましては今後も検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

中川議長。

○中川議長 ちょっと細かい値段の差についてやけど、小学校3校でAED19万1,000円と幼稚園3園で19万1,000円で、公民館は何で3館で17万8,000円なのか教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 清水生涯学習課長。

○清水生涯学習課長 まず公民館で答えさせていただきます。公民館のみ17万8,000円というのは3館の分でございます。この中で月額4,935円掛ける12カ月の3館ということで17万8,000円ということで計上させていただいております。

○中川議長 小学校も3つやし幼稚園も3つやし、どっちも19万1,000円やけど、公民館だけ17万8,000円という1万3,000円の差は何ですかと。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午後1時53分 休憩)

(午後1時56分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

栗本教育長。

○栗本教育長 申しわけございません。使用料につきましては、入れた年度によって、そのリース料の利率によって高い低いが出てきました。19年度は学校と幼稚園に入れさせていただいております。それで20年度は公民館をやらせていただいております。こういった中で、金利の状況によって多い少ないが出てきているということでございます。あくまでリース料というのは金利も含めたもので計算されますので、そうした結果が出てくるということでございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 19年度の利率が低かったから、使用料、リース料が安かった。20年度は少し上がったから、リース料が上がったと。

小学校、中学校が19年ですやろ。

(「19年は19万1,000円や。それで20年度は17万8,000円。」との声あり)

○中川議長 すいません、利率は高かったと。その高かったやつを新しい年の利率に、これちょっと契約を変更してくれと、こんな勝手なことは言えませんか。契約したらもうこのままいかなあきませんか、最後までやっぱり。

○木澤委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これは5年契約でやっておりますので、途中での変更はできないということでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

そうしましたらないようですので、これをもって第9款教育費に対する質疑を終結いたします。

理事者の方から報告があるとの申し出がございますので、お聞きしたいと思います。

加藤建設課長。

○加藤建設課長　それでは午前中に都市建設部の方で中川議長から御質問いただいております、長田団地の浄化槽の雨水貯留施設への活用についてでございますけども、まずそれにかかります費用でございますけども、浄化槽の附属品の撤去、内部の機械の撤去費用、それから散水等に活用するためのポンプの設置工事、それと先ほども御説明申し上げましたけども、その上に資材置き場の活用をするために床面の補修、これは床板とそれを支えるための支柱等の設置、それから現在屋根からの水、それから道路排水につきましてはちょうどA棟、B棟を一番天といたしまして両サイドへ排水を行っております。道路排水についてはそのまま現状の排水管で両サイド、要は北5番の方と龍田神社の方へ流せばいいわけなんですけども、貯留施設に使います水について、屋根からといを伝って落ちてきます水についての、これらの貯留施設への引き込みの排水経路の変更、それらの工事費を合わせますと約300万から350万の費用がかかることから、先ほど言われてます貯留施設、そういった施設への活用は行わないということで御理解をお願い申し上げたいと思います。

○木澤委員長　西本住民生活部長。

○西本住民生活部長　きのうの木田委員の衛生費の中での御質問で、三室病院の眼科の窓口には障害者に係る証明書類についてという張り紙がしてあり、それはどういうことかという御質問がありました。三室病院に確認をいたしましたところ、身体障害者手帳を取得する際に、指定医の診断書、意見書が必要となっておりまいます。三室病院の眼科が身体障害者福祉法第15条に基づく指定医療機関になっているのですが、その指定医の診断書、意見書を書くのに目の検査をいたします。その目の検査をいたします機械が三室病院は現在故障しており、検査を行うことができないということでございました。そのため指定医の意見書を記入する証明書の発行ができないという旨の内容の張り紙ということでございます。修理につきましては、計画をしてるけども、まだめどが立っていないという返事でございました。

それからもう1点は、また認定してもらうためにはどうしたらいいのか、どこへ行ったらいいのかという問いもございましたので、この修理の間につきましては、ほかの近隣の身体障害者福祉法第15条に基づきます指定医療機関及び指定医師の受診を受けるということになります。近隣では王寺町のくまがい眼科、あるいは大和郡山市の奈良社会保険病院が指定をされている医療機関であり、そこで検査を受け、証明を受けていただくということになります。以上でございます。

○木澤委員長 そうしましたら次に、第１０款災害復旧費について、並びに第１１款公債費、第１２款予備費について説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは第１０款災害復旧費、第１１款公債費及び第１２款予備費につきまして、あわせて御説明を申し上げます。座って御説明させていただきます。

初めに、第１０款災害復旧費についてであります。予算書の１６２ページから１６４ページになっております。第１０款の災害復旧費では、災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、名目として１，０００円をそれぞれの費目に計上いたしております。

続きまして、第１１款公債費についてであります。１６４ページであります。

初めに、第１目元金についてであります。本年度は７億５３７万６，０００円を計上しております。前年度と比較して５，２４１万３，０００円、６．９％の減額となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で６，８６０万円、県支出金で８５７万５，０００円、合わせて７，７１７万５，０００円、その他で２，４９０万３，０００円、一般財源で６億３２９万８，０００円となっております。また減額となった主な要因につきましては、昭和５８年に義務教育施設の整備に伴って発行いたしました斑鳩南中学校建設事業債が平成２０年度をもって完済したこと、及び平成１０年度にふれあい交流センターいきいきの里の整備に伴って発行したふれあい交流施設整備事業債の償還が上半期で完済することなどによるものでございます。

次に、第２目の利子では、本年度は２億３９５万６，０００円を計上いたしております。前年度と比較して１，０４０万３，０００円、５．４％増額となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で６８７万５，０００円、県支出金で８５万８，０００円、合わせて７７３万３，０００円、その他で７１６万１，０００円、一般財源で１億８，９０６万２，０００円となっております。町債の活用につきましては、世代間の負担の公平を図りながら本町の行政課題を克服していくためには、特例債であります臨時財政対策債の活用も含めまして、その活用は現時点ではやむを得ないものと考えております。ただ後年度、必ず元利償還金が発生し、財政負担が生じることから将来にわたる財政負担を見きわめながら、その対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、第１２款予備費についてであります。不時の支出に備えるため、４，０００万円を計上いたしております。

以上で第１０款災害復旧費、第１１款公債費及び第１２款予備費につきましての御説明とさせていただきます。よろしく御審査のほどお願いを申し上げます。

○木澤委員長 第１０款災害復旧費、第１１款公債費、第１２款予備費についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。予算に関する説明書の１６２ページから１６５ページです。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 １６５ページの予備費なんですけど、前年５，０００万だったのがことし４，０００万ということなんですけども、前年５，０００万のうち今年度中にどんだけ必要で、あと残るといふんですか、それはどのぐらいになるのか、その点、わかってる範囲で教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 平成２０年度の予備費の現計予算ということでございますけれども、平成２０年度、第７号補正までに約１億１，０００万円程度でございますことから、予備費の額はその額となることになると考えられます。また、決算うちましたら、その額よりも執行の段階によって不執行も生じますことから、その額は、先日総務部長から御説明させていただきました２億円以上にはなるのかなと考えているところでございます。以上でございます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 ということは、前年度５，０００万で組んだって、それが何か事業を執行できなくて２億になってくるということなんかな。

○木澤委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 その中では繰越明許費とかそういった部分もございますんで、そこで２０年度から２１年度に持っていかなあかん財源もございますんで、一般財源のベースで、そういったものを含めましてそれほどにはなるのかなと考えているところでございます。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 そうしたら５，０００万はもうほとんどそのまま残るということですかね。

○木澤委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 平成２０年度につきましては５，０００万、それ以上には残るように考えておるところでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 ないようですので、これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費に対する質疑を終結いたします。

以上で一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第11号

平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成21年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算

平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億5,390万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 21 年 3 月 2 日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、座らせていただきまして御説明をさせていただきます。

まず、この特別会計予算の概要であります。予算総額は歳入歳出それぞれ 28 億 5,390 万円であります。前年度予算額と比較して 2 億 7,490 万円、8.1%の減となっております。国民健康保険制度は、国民皆保険の中で他の制度の受け皿として重要な役割を担い、地域医療の充実と住民の健康増進に大きく貢献をしてきたところでありますが、昨今の社会情勢をかんがみますと、国民健康保険制度を取り巻く状況は年を追うごとに厳しいものになっていると考えられます。そうした中で医療制度改革が実施され、国保税の年金からの特別徴収や後期高齢者医療への支援、特定健康診査の医療保険者への義務化など、国民健康保険が社会基盤を担う制度として求められる期待もますます大きくなってきております。国民健康保険事業の運営に当たりましては、さらなる収納率の向上に取り組み、積極的な保険事業を展開することで医療費の抑制に努めるなどの経費節減を図ってまいりたいと考えております。

それでは、予算書の 9 ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、歳入予算についてであります。

第 1 款国民健康保険税についてであります。第 1 項国民健康保険税、第 1 目一般被保険者国民健康保険税についてであります。現年課税分及び滞納繰越分を合わせ、7 億 4,670 万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 1,770 万円、4.4%の増を見込んでおります。

次に、第 2 目退職被保険者等国民健康保険税についてであります。現年課税分及び滞納繰越分を合わせ、4,350 万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 1,260 万円、22.5%の減を見込んでおります。この特別会計の主たる財源であります国民健康保険税につきましては、負担の公平性や自主財源の確保の観点からも、催告書の送付、徴収嘱託員による訪問徴収、口座振替の推進等により、より一層の収納率向上に努めていきますとともに、短期被保険者証の交付による計画的な納付の励行を含め、納付相談にも積極的に努めていきたいと考えているところであります。

次に１０ページ、第２款国庫支出金についてであります。第１項国庫負担金、第１目療養給付費負担金についてであります。本年度予算額は５億３，８４５万３，０００円の計上をしております。前年度予算額と比較しまして９，５１７万３，０００円、１９％の減を見込んでおります。第１節医療給付費分現年分として３億７，８０２万３，０００円を計上しており、一般被保険者療養給付費等の総額に制度上の負担割合をもって積算をしております。第２節後期高齢者支援金分現年分として１億９３０万２，０００円を計上しており、医療給付費分と同様に制度上の負担割合をもって積算をしております。また、第３節介護納付金分現年分といたしまして５，１１１万６，０００円を計上いたしております。さきに申しました二つと同様に、制度上の負担割合をもって積算をしております。

次に、１１ページです。第２目老人保健医療費拠出金負担金についてであります。本年度予算額は１，４９１万９，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして９１６万３，０００円、３８％の減を見込んでおります。老人保健医療費拠出金の額に、制度上の負担割合をもって積算しております。

次に、第３目高額療養費共同事業負担金についてであります。本年度予算額は１，５４１万４，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして２８１万９，０００円、２２．４％の増を見込んでおります。国の負担として高額医療費共同事業拠出金の４分の１を計上しております。

次に、第４目特定健康診査等負担金についてであります。本年度予算額は４６８万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして１５万９，０００円、３．５％の増を見込んでおります。特定健康診査及び特定保健指導に係る経費について、補助基準単価の３分の１が国により負担されます。

次に、第２項国庫補助金、第１目財政調整交付金であります。今年度予算額は１億４，６６５万７，０００円を計上しております。前年度予算額と比較しまして４，４５３万２，０００円、２３．３％の減を見込んでおります。第１節医療給付費分普通財政調整交付金で１億４０１万４，０００円、第２節後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で２，８９３万３，０００円、第３節介護納付金分普通財政調整交付金で１，３５３万円、第４節医療給付費分特別財政調整交付金で１８万円を計上しております。それぞれ制度上の負担割合をもって積算をしております。

次に１２ページ、第３款療養給付費等交付金についてであります。本年度予算額は１

億 9 6 万 9, 0 0 0 円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 4, 7 9 2 万 9, 0 0 0 円、4 9. 2 %の減を見込んでおります。6 5 歳以上の退職者医療制度の廃止に伴う減となっております。

次に 1 3 ページ、第 4 款前期高齢者交付金についてであります。本年度予算額は 6 億 1, 8 0 5 万 4, 0 0 0 円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 6, 6 9 1 万 1, 0 0 0 円、1 2. 1 %の増を見込んでおります。前期高齢者の偏在による医療保険者間の負担の不均衡を調整するものであります。

次に、第 5 款県支出金についてであります。第 1 項県負担金、第 1 目高額療養費共同事業負担金についてであります。本年度予算額は 1, 5 4 1 万 4, 0 0 0 円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 2 8 1 万 9, 0 0 0 円、2 2. 4 %の増を見込んでおります。県の負担として、高額医療費共同事業拠出金は 4 分の 1 を計上しております。第 2 目特定健康診査等負担金についてであります。本年度予算額は 4 6 8 万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 1 5 万 9, 0 0 0 円、3. 5 %の増を見込んでおります。特定健康診査及び特定保健指導に係る経費について、補助基準単価の 3 分の 1 が県により負担されます。

次に 1 4 ページ、第 2 項県補助金、第 1 目財政調整交付金についてであります。本年度予算額は 1 億 2, 0 4 3 万 6, 0 0 0 円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 1, 8 8 2 万 4, 0 0 0 円、1 3. 5 %の減を見込んでおります。第 1 節医療給付費分普通財政調整交付金で 8, 0 8 9 万 9, 0 0 0 円、第 2 節後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で 2, 2 5 0 万 3, 0 0 0 円、第 3 節介護納付金分普通財政調整交付金で 1, 0 5 2 万 4, 0 0 0 円、第 4 節特別調整交付金で 6 5 1 万円を計上しております。それぞれ制度上の負担割合をもって積算をさせていただいております。

次に、第 6 款共同事業交付金についてであります。本年度予算額は 2 億 4, 3 9 8 万 2, 0 0 0 円を計上しております。前年度予算額と比較しまして 7 8 9 万 5, 0 0 0 円、3. 1 %の減を見込んでおります。第 1 節共同事業医療費交付金で 2, 5 0 3 万 5, 0 0 0 円、第 2 節保険財政共同安定化事業交付金で 2 億 1, 8 9 4 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ計上しております。それぞれ高額な医療費について、各保険者が拠出した資金をもって対応を図ろうとする制度でございます。

次に 1 5 ページ、第 7 款財産収入についてであります。本年度予算額は 1, 0 0 0 円を計上しております。財政調整基金で生じる利子を受け入れるものであります。

次に、第8款繰入金についてであります。第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金についてであります。本年度予算額は2億1,129万5,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして5,152万7,000円、19.6%の減を見込んでおります。国保財政の基盤安定を図るものとして職員給与などの人件費、事務に係る経費、出産育児一時金、財政安定化支援事業に係るものなど1億8,972万9,000円と、そのほかに国保の介護納付金の赤字相当分として2,156万6,000円を計上しております。

次16ページ、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金についてであります。赤字補てんの財源としまして、その相当額2,480万円を繰り入れるものであります。

次に、第9款繰越金についてであります。本年度は1,000円を計上しております。

次に17ページ、第10款諸収入についてであります。第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金で200万円を計上しております。

次に、第2項雑入、第1目一般被保険者第三者納付金で150万円を計上しております。前年度予算額と同額となっております。第2目退職被保険者等第三者納付金で100万円の計上をしております。これも前年度予算額と同額となっております。第3目一般被保険者返納金で、本年度予算額は5万円を計上しております。前年度予算額は同額となっております。第4目退職被保険者等返納金で、本年度予算額は3万円を計上しております。前年度予算額と同額となっております。第5目納付金で、本年度予算額は1万2,000円を計上しております。徴収嘱託員の雇用保険分等の自己負担分であります。第6目雑入で、本年度予算額は4万1,000円を計上しております。

次に18ページ、第3項療養費等指定公費返還金、第1目療養費等指定公費返還金についてであります。111万2,000円を計上しておりますが、これは70歳以上の自己負担について、法律上は平成20年4月から2割負担となっておりますが、それを1割負担とすることが平成22年7月まで延長されることとなります。町の療養費申請による療養費の支給決定につきましては、9割を被保険者に給付いたしますので、医療保険者本来の負担であります8割負担と被保険者に給付する9割の差額が国から返還されますので、それを受け入れるためのものでございます。以上が歳入でございます。

続きまして、19ページからは歳出予算であります。それでは19ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款総務費についてであります。第1項総務管理費、第1目一般管理費につ

いてであります。本年度予算額は3,742万9,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして382万円、11.4%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で522万3,000円、その他で3,022万3,000円、一般財源で198万3,000円となっておりますが、主なものは国保事務に携わります職員の人件費、一般事務的経費、医療費適正化の一環であります診療報酬明細書の内容点検業務を継続して行うための経費であります。事業費の適正化対策を行い、年々ふえ続けます医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に21ページ、第2項徴税費、第1目賦課徴収費についてであります。本年度予算額は1,601万8,000円を計上しております。前年度予算額と比較いたしまして7万5,000円、0.5%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で1,601万8,000円となっております。これは国保税の賦課徴収業務に係ります事務的な経費が主なものであります。

次に23ページ、第3項運営協議会費、第1目運営協議会費についてであります。本年度予算額は18万円を計上しております。前年度と同額となっております。予算の財源内訳は、その他で18万円となっております。国保運営協議会の委員9名の報酬で、4回分を計上いたしております。

次に、第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費についてであります。本年度予算額は85万2,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして7万2,000円、7.8%の減額であります。予算の財源内訳は、国庫支出金で18万円、その他で67万2,000円となっております。国民健康保険制度の理解とエイズ予防の普及に努めてまいります。

次に24ページからの、第2款保険給付費についてであります。歳出予算の過半を占め、本特別会計の根幹をなす科目でございます。予算編成時における療養諸費、高額療養費などの推移や動向などを勘案し積算をいたしました。第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費についてであります。本年度予算額は15億7,430万4,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして2億6,452万8,000円、14.4%減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で4億2,212万2,000円、県支出金で6,957万3,000円、合わせて4億9,169万5,000円、その他で6億5,242万1,000円、一般財源では4億3,018万8,000円となっております。

次に、第2目退職被保険者等療養給付費についてであります。本年度予算額は9,092万5,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして7,162万7,000円、44.1%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で7,437万9,000円、一般財源で1,654万6,000円となっております。減少の主な要因は、65歳以上の退職者医療制度の廃止によるものであります。

次に、第3目一般被保険者療養費についてであります。本年度予算額は3,778万2,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして29万3,000円、0.8%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で964万円、県支出金で161万7,000円、合わせて1,125万7,000円、その他で1,433万4,000円、一般財源で1,219万1,000円となっております。

次に、第4目退職被保険者等療養費についてであります。本年度予算額は397万1,000円を計上しております。前年度と比較しまして72万7,000円、22.4%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で334万1,000円、一般財源で63万円となっております。

次に、第5目審査手数料についてであります。本年度予算額は1,052万7,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして8万3,000円、0.8%の減となっております。予算の財源内訳は、一般財源で1,052万7,000円となっております。

次に25ページ、第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費についてであります。本年度予算額は1億7,340万4,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1,578万7,000円、10.0%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で4,716万4,000円、県支出金で728万円、合わせて5,444万4,000円、その他で8,699万1,000円、一般財源で3,196万9,000円となっております。

次に、第2目退職被保険者等高額療養費についてであります。本年度予算額は723万3,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして608万3,000円、45.7%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で584万7,000円、一般財源で138万6,000円となっております。減少の主な要因は、退職被保険者等療養給付費と同様でございます。

次に、第3目一般被保険者高額介護合算療養費についてであります。名目予算として1,

〇〇〇円を計上いたしております。平成20年4月から平成21年7月までの自己負担額の合算額が、介護保険のものと合算して一定の基準以上を超えたら支給をされることになるものですが、その給付額の算定は8月以降となりますことから、当初予算では見込めず、名目予算として計上させていただいたものでございます。

次に、第4目退職被保険者等高額介護合算療養費についてであります。これも名目予算として1,000円を計上いたしております。

次に26ページ、第3項移送費、第1目一般被保険者移送費についてであります。本年度予算額は5万円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で5万円となっております。前年度と同額となっております。

次に、第2目退職被保険者等移送費についてであります。本年度予算額は5万円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で5万円であります。前年度と同額となっております。

次に、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金についてであります。本年度予算額は1,140万円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で760万円、一般財源で380万円となっております。前年度と同じ程度の30件の出産見込みとしております。

次に27ページ、第5項葬祭諸費、第1目葬祭費についてであります。本年度予算額は100万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして20万円、25%の増となっております。予算の財源内訳は、一般財源で100万円となっております。増加の理由は、給付見込み件数の増加によるものであります。

次に、第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金についてであります。本年度予算額は3億3,991万2,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして4,405万4,000円、14.9%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で1億3,823万6,000円、県支出金で2,250万3,000円、合わせて1億6,073万9,000円、その他で3,801万5,000円、一般財源で1億4,115万8,000円となっております。保険者としての後期高齢者医療制度への支援に係るものであり、平成21年度からは12か月分を負担するものであります。

次に28ページ、第2目後期高齢者関係事務費拠出金についてであります。本年度予算額は4万8,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして5万9,0

00円、55.1%の減となっております。予算の財源内訳は、一般財源で4万8,000円となっております。これは後期高齢者支援金の事務に係る経費でございます。

次に、第4款前期高齢者納付金等、第1項前期高齢者納付金等、第1目前期高齢者納付金についてであります。本年度予算額は36万4,000円を計上しております。前年度予算額と比較して15万1,000円、70.9%の増となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するためのもので、被保険者への交付金の財源として納付するものであります。

次に、第2目前期高齢者関係事務費拠出金についてであります。本年度予算額は4万4,000円を計上しております。前年度予算額と比較して6万8,000円、60.7%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。前期高齢者納付金事務に係る経費であります。

次に29ページ、第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金についてであります。本年度予算額は4,388万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして5,930万6,000円、57.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で1,804万円、県支出金で242万9,000円、合わせまして2,046万9,000円、一般財源で2,341万1,000円となっております。老人保健医療制度におけます平成19年度の精算に係ります部分のみの計上をしております。

次に、第2目老人保健事務費拠出金についてであります。本年度予算額は64万1,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして5万円、8.5%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。老人医療費拠出金の事務に係ります経費であります。

次に、第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金についてであります。本年度予算額は1億5,034万4,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして450万円、2.9%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で6,464万7,000円、県支出金で1,052万4,000円、合わせて7,517万1,000円、その他で639万8,000円、一般財源で6,877万5,000円となっております。介護保険の第2号被保険者の保険料分として社会保険診療報酬支払基金に介護納付金を納付する必要がある、当該年度の概算介護給付費納付金の額

と前々年度の精算額を調整して算定をされたものとなっております。

次に30ページ、第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費共同事業拠出金についてであります。本年度予算額は6,165万9,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1,127万7,000円、22.4%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で1,541万4,000円、県支出金で同じく1,541万4,000円、合わせまして3,082万8,000円、一般財源で3,083万1,000円となっております。1レセプトが80万円以上の高額な医療費があった場合に、県内の各国保保険者が拠出金を出し合い相互に助け合うもので、国保連合会に拠出をするものであります。

次に、第2目保険財政共同安定化事業拠出金についてであります。本年度予算額は2億5,825万7,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして5,676万1,000円、28.2%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で2億1,894万7,000円、一般財源で3,931万円となっております。1レセプトが30万円以上の高額な医療費があった場合に、県内の各国保保険者が拠出金を出し合い相互に助け合うもので、これも国保連合会に拠出するものであります。

次に、第3目その他共同事業拠出金についてであります。本年度予算額も前年度と同額の2,000円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で2,000円となっております。

次に31ページ、第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費、第1目特定健康診査等事業費についてであります。本年度予算額は2,530万6,000円を計上しております。前年度予算額と比較して476万4,000円、15.8%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で468万円、県支出金で468万円、合わせて936万円、一般財源で1,594万6,000円となっております。医療保険者に義務づけられました特定健康診査・特定保健指導につきまして、その所要額を計上させていただきます。

次に32ページ、第2項保健事業費、第1目医療費通知費についてであります。本年度予算額は220万2,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして3万3,000円、1.5%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金で128万7,000円、一般財源で91万5,000円となっております。医療費通知は、被保険者が利用しました医療サービスとその費用を確認していただきますことにより、

みずから健康管理の必要性を自覚していただき、健康づくりへの意識の高揚を促すことを目的としているところであります。

次に、第2目人間ドック健診受診費用助成費についてであります。本年度予算額は200万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして100万円、100%の増となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。前年度までは50人の助成としておりましたが、年々待機者が多数生じている状況をかんがみ、本年度から100人を定員とするものであります。助成金は一人につき健診費用の2分の1で、助成の限度額を2万円といたしております。

次に33ページ、第9款公債費、第1項一般公債費、第1目利子についてであります。本年度予算額も前年と同様、同額の10万円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で10万円となっております。財政状況の必要に応じて、利用時の支払い資金を金融機関等で一時的に借り入れ措置することとした場合に、その利子分を計上するものであります。

次に、第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目一般被保険者償還金についてであります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源であります。

次に、第2目退職被保険者等償還金についてであります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額で、予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

次に34ページ、第3目一般被保険者医療費給付費分保険税還付金についてであります。本年度予算額は100万円を計上しております。前年度と同額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

次に、第4目一般被保険者後期高齢者支援金分保険税還付金についてであります。50万円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源となっております。

次に、第5目一般被保険者介護納付金分保険税還付金についてであります。本年度予算額は10万円を計上しております。前年度と同額で、予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

第6目退職被保険者等医療費給付費分保険税還付金についてであります。本年度予算額は15万円を計上しており、前年度と同額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次に３５ページ、第７目退職被保険者等後期高齢者支援金分保険税還付金についてであります。１０万円を計上しており、予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

次に、第８目退職被保険者等介護納付金分保険税還付金についてであります。本年度予算額は５万円を計上しております。前年度と同額で、予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。

次に３６ページ、第２項療養費等指定公費立替金、第１目療養費等指定公費立替金についてであります。１１１万２，０００円を計上しております。これは歳入で御説明をいたしました療養費等指定公費返還金に対する費用といたしまして、保険者が負担している８割給付と９割給付の差額分を、通常の療養費科目と区別するために設けているものでございます。

最後に、第１１款予備費であります。１００万円を計上しております。

平成２１年度の予算編成に当たりましては、２，４８０万円の歳入不足となりましたことから、財政調整基金を取り崩すことで歳入歳出を同額とする手法をとらせていただいております。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。何とぞ温かい御審議を賜りまして、原案どおり御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長　ここで１５時５分まで休憩いたします。

（午後２時４４分　休憩）

（午後３時０５分　再開）

○木澤委員長　再開いたします。

国民健康保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。特別会計予算書の１ページから４３ページまでです。

浦野委員。

○浦野委員　２３ページの国保の運営協議会なんですけども、委員９人いらっしゃるということで、審議内容、どういった御意見が出て、どういった審議されてるのかわからないんでちょっと教えてほしいんですけど。

○木澤委員長　植村国保医療課長。

○植村国保医療課長　国民健康保険運営協議会につきましては、国民健康保険に关します

重要事項を協議するということで、法律上設置することが定められています。協議につきましては、定例的には保険者の方から予算や決算、それから医療の実績等を報告し御意見をいただきますけれども、最近では国民健康保険税の税率の改定、これにつきましていろいろと御意見をいただいたりをしております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 26 ページの出産育児一時金の件なのですが、前年度は30件分で、こちらの予算関係参考資料の39ページなのですが、こちらの方でいきますと20年度は推計で45件と、また21年度は30件で予算を組んでおられると。この隣の葬祭費を見ますと、10件プラスでその辺、予算を組んでおられる。45の推計が出てるんですけど、また30にされたその辺の理由か何かあるわけですか。

○木澤委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 出産育児一時金につきましては、20年度の予算も当初は30件で組ませていただきました。前年度と金額が違いますのは、今年度は1件38万円、前年度は35万円ということで組ませていただきましたので金額が違います。

そこで今回は45人ほど出産をされるということで、確かそれは補正予算を組ませていただいたのですが、この45人、出産されるというのがことしに限ったことなのかどうかということがよくわかりませんでした。そこで17年から、同じその資料の39ページの17年度、18年度、19年度を見てみますと、24件から33件の間で推移しておりますので、当初の予算としましては、当面これらの平均の30件というのを組ませていただいたということでございます。

それと葬祭費につきましては、その同じ資料ですけれども、平成19年度は156人から平成20年度は40名に下げさせてもらいました。これは75歳以上の後期高齢者が国保からいなくなったことだったんですが、本年度の実績を見る中でちょっと40件では足りなかったということがございましたので、50人分を計上させていただいたということでございます。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 わかりました。

ちょっと別件なのですが、健康保険証は毎年発行していただいているわけですね。

○木澤委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 はい、そのとおりです。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 この保険証というのは、昔は家族単位のぺらっという雰囲気のやったやつが個人単位になってきていると。個人単位になったことによって裏側の文言が非常に文字が見えにくいという話を私いつも聞いてるんですけど、保険課の方に聞きますと、これはちょっと見えへんやないかと、見えまっかいなというような話をさせてもらったら、見てもらっても大したことは書いてまへんよってに、どちらか言ったらもう見えへんでも構いまへんわというような、それやったらもう消された方がいいように思いますけど、そのあたりはどうですやろ。

○木澤委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 読んでいただきたい文言なんですけれども、実は国民健康保険法の政省令で、あらかたのひな形といいますか、様式が決まっております、健康保険証の裏面に書かなければならない事項というのが規定されております。昨年、私どもの窓口で文字が小さいといういろいろ御意見、御批判などをいただきました。本年度につきましては、書かなければならない内容はどうしても変えられませんので、若干来年度の保険証についてはちょっと工夫をさせていただいて、去年よりはちょっとでも見やすくなるようにさせていただいたと思っておりますのでよろしくお願いします。

○木澤委員長 伴委員。

○伴委員 これちょっと私はっきり知りませんねんけど、昔のような保険証のスタイルから今の個人が持つスタイルになったその経緯で、これは選択方式といいますか、どちらでもその町の方が選択していけるものか、それかもう時代の流れで個人個人が持つようなスタイルに、もうこういう形に法的になっているのか、そのあたりはどういうようなわけなんでしょうか。

○木澤委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 国民健康保険法の本文では、いわゆるカード式、個人式というようになっております、どうしてもカード式に移るのが難しいという場合には、法律の附則で当面の間は世帯ごとの前の折り畳み式にしてもいいということになっております。なかなかカード化にしますと、初期費用などもいろいろありましたんで、斑鳩町も平成19年度までは折り畳み式をやっておったんですが、経費としましては後期高齢者医療制度が発足しまして後期高齢者医療が個人単位の加入になったと、世帯単位ではなくて

個人単位の加入になったので、すべてカード化になるということになったんです。それに合致する形で奈良県のほとんどの市町村が折り畳み式からカード式に変えていこうという機運が高まりまして、私どもの契約している電算会社とも話をする中では、そういう要望がふえているということで、そういう折り畳み式からカード式に変更するシステムの開発というのが、今までよりも案外と安くできるということがありましたんで、この機を境に希望も多かったカード式に変えていこうということになったということです。

○木澤委員長　ほかにございませんか。

中川議長。

○中川議長　なかったら１点だけお尋ねします。

おとといの県会の一般質問でしたか、田原本の井岡議員が質問された中に、県内市町村３９あるのかな、その３９市町村の中で２７市町村の国民健康保険事業が赤字であると。そういう事業について県として、県が統一した事業主体になったらどうやいう質問されて、県自体が前向きに検討していかなあかんというような答弁をしてましたけど、その件について何か感じられたことがあればお聞かせいただきたいと思います。

○木澤委員長　小城町長。

○小城町長　この間、井岡県会議員が御質問をされてた。何事も国民健康保険でも国も最初は出発はされるんですけども、ただお金がなくなってくる、あるいはそういうお金の補助ができない、そういうことになってきたら必ず県あるいは市町村に来ますわね。我々、毎年この１１月ごろに全国の国保危機突破大会というのが東京で開かれましたよね。そこで各政党が出てこられて、政党のあいさつを聞いてますと、結局責任がないんです。これはもう自己負担か、とにかくそういうことをしていかなかったらつぶれていくやろうと。国民健康保険、これはもう必ず恐らく後期高齢者でしたが、後期高齢者を見ますと、７５歳というのは大体皆さん、加入してる人は所得はあるんです。そういう人が抜けられたら、今度国民健康保険は減免の関係から考えたら、なおかつもう二、三年でかなりの赤字というのが出てくるんです。一般会計が補てんする限度もあると思いますけども、だからもう三郷町でももう赤字やと。安堵町はとんとんになってるんとかやうやろかというようなことで、かなり７５歳の後期高齢者、国の方はそういうことに関していうのは、キャリアがやりますからなかなかそういうことがわからない。７５歳になったらこういうのをやったらええやないかということでやりますけども、もう当初から老人健康保健をつくらせるのも必ず反対はされてるんです、共産党反対、あ

るいはそういうところで反対されるんです。しかし、つくってしまったら、制度上できたら、これをやっていかないかん。退職者の関係も出てきたら、全部これは結果的には国民健康保険から分かれてきた関係は全部つぶれてるんです。つぶれてるけど、何も国の対応というのはお金はようしない。つくってしないということで、恐らく県が一本化してこういう努力はされるけども、そしたらまたこのお金の問題ですね。お金をどうするかといったら、恐らくこれ難しいと思います。必ず市町村の均衡バランスというのがなかなかできない。

奈良県でも一番出てくるのは、野迫川とかああいうところはまだ税金でも収納率は物すごくいいと、98%給付。560人しかおられないところでの滞納者はほとんどないわけですから、それと2万8,500の斑鳩町あたりでも収納率がかなり違いますし、国保でも一緒ですけども、やっぱり滞納が多いというのは現状でございますよね。昔は役場へ必ず4月の段階になったら新しいカードを、国民健康保険証を給付しますから、金を滞納しておる人は必ず来てもらおうと。役場へ来てもらって、そこで発行すると。納誓約と言うか、そういう誓約も書いていろいろとやっているわけですけども、だんだんとそれがかなりたまってきたということでもう今、2億何がしという滞納がありますからね。そういうことを考えますと、かなりこれは国民健康保険が今後、今、議長がおっしゃるように県の方は努力をしましょうという話は答弁されますけども、なかなかもう今すら後期高齢者でも、これ実情と私はかなり厳しいんじゃないかと思っております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

嶋田委員。

○嶋田委員 先ほどの説明の中で、基金から2,480万円繰り入れて、残りが4万7,000円になるということなんですけれども、これ来年度以降どうなるわけですか、来年のその次以降は。

○木澤委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 冒頭に質問を嶋田委員されてましたように、ことし平成20年度の決算については繰入になる。21年度については、単年度収支が横ばいを見込めるかなという説明をさせていただいたと思います。今日まで、平成18年に国保税の税率の改正を行い、約12%程度値上げを行いました。その段階で、本来、単年度収支は1億4,500万の赤字が7,800万に減ってきたと。そして平成19年度において後期高齢者医療制度ができた中で、その支援金分は値上げを行うという平成20年度、約20%から

25%の引き上げを行いました。そういった中でこの20年度決算については、また一般会計からの財源は9,000万円入るという見込みの中で黒字になったということでございます。21年度以降につきましては、今おっしゃいました基金2,400万と、それから一般会計からの2,300万の繰り入れが21年度はありますので、約5,000万余の繰り入れがあつて大体とんとん、単年度収支はとんとんであるというような見込みであります。それ以降につきましては、また国保運営協議会等におきまして、今まで答申いただいております定期的な税率の改正とか、また特定健診等によります国保保険医療の抑制とか、こういったものを進めていく、ちょっと滞納整理も進めていく中で基金についてはもうたまることはないと考えておりますので、適正な国保運営に努めていかなければならないとこのように考えているところであります。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 苦しいいうんですか、後がないいうんですか、崖っ縁いうんですか。余り一般会計からの繰り入れも、結局は基本的には二重払いという形、考えようによってはなってきますからね。そこら辺、心配やなとは思ってるんですけどね。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

そしたらすいません、私の方からもお尋ねしたいんですけど、24ページの保険給付費のところ、一般被保険者療養給付金約2億6,000万円マイナスとなってますけど、これはどういう理由からによるものですか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 前年度の比較で2億6,000万円の減額ということでございますけれども、平成20年度の予算を策定する際には、その20年度に65歳以上の退職者医療の廃止がありまして、それに伴って療養給付費交付金とかが減少するだろうと。それから前期高齢者交付金が新しくつくられるというようなことがありました。またこのまま給付割合が7割から8割に引き上げられてます。つまり自己負担が3割から2割に減ってますので、その分が拡大するというところで、国保の保険給付を算出するに当たりまして、これら保険給付とそれに絡みます交付金負担金のあり方が大きく変わるということで、従来のような形の予算の組み方が難しいのではないかと考えられたんです。そこで他の市町村などの意見も参考にしながら、国がもともと予算とかを定めます算定プログラムというものを示してくれておりまして、その算定プログラムに基づいて予算を求めたという経緯がございます。その中では、特に国保の被保険者のうち高齢者に係り

まず給付について、国の算定プログラムから非常に重要視してるというか重く見てると
いうような傾向がありましたもので、総じて予算額というものが膨らんだと、大きくな
ったということでございます。

しかしながら、今回の平成21年度の予算を策定させていただく際に、20年度の保
険給付を見込む中では国の算定プログラムよりもかなり下回ってくるのではないかと、
給付そのものが。給付が減ってるのかということではないんですけれども、予算を算定し
た金額よりもかなり低い目に推移していくんではないかということがありましたんで、
平成20年度前半だけですけども、その平成20年度前半の実績を勘案する中で今回
の予算額を算定させていただいたということなので、去年とは予算額との比較ではかな
り大きな金額の減額にはなっておりますけれども、実態に即した形の算定をしていると
いうことで御理解いただきたいと思います。

○木澤委員長 要するに平成20年度が高く見積もり過ぎてたということなんですか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 そういうことです。

○木澤委員長 そうすると、平成20年度の一般会計からの繰り入れ等もあって黒字にな
ってる部分もあるということですけども、結局、累積赤字自体はどういうふうな数字に
なってきたんですか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 現時点でまだ確定したことは申し上げられませんが、平成20年度
単年度で黒字になった分は、その黒字になった額で累積赤字を減らすことができると。
例えば1億円黒字になれば、累積赤字が1億円減るという格好になりますので、まだ給
付そのものが終わっておりませんので最終的に幾らということにはちょっと言えませ
んけれども、そういう累積赤字との関係はそうだということ御理解いただきたいと思
います。

○木澤委員長 そうしますと一般会計からの繰り入れと、あと前期高齢者交付金を除いた実
際の税徴収等で収支を見ると黒なのか赤なのか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 平成20年度につきましては、9,000万円余りの一般会計から
の繰り入れがございますので、それがなければちょっと厳しいという状況ではありま
すけれども、先ほど委員長おっしゃいましたように前期高齢者交付金がかかり入ってきま

す。このものが実は一番黒字になる要因としては大きいと思ってます。ただ御承知のように、この前期高齢者の交付金そのまま丸々もらえるというものではないと。決算としてはもう収入は確定してますので金額は確定するんですけども、翌々年度で精算するということがありますので、それを勘案する中では手放しでは喜べないということもあります。

○木澤委員長 そうすると、先ほど言っていました、ちょっともとに戻るかもしれませんが、一般被保険者療養給付費、予算としては2億6,000万円減っているけども、給付自体は伸びているというふうに見てはいるんですか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 今の見込みでは、去年、平成19年度の実績の横ばいからやや上の方というふうには思っております。

○木澤委員長 わかりました。

先ほど短期保険証のことについても部長、ちょっと触れておられましたけども、私も発行して、なかなか相談に来られない方も、事情についても一般質問等で申し上げてきましたけど、その相談体制の強化について要望してきましたけど、その点についての対応はどのように考えておられますか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 いわゆる保険証を取りに来てくださいということで取りに来られないという方に対しては、再三にわたり来ていただきたいという旨の御連絡、手紙と、電話番号がわかっているものについては電話をさせていただいておりますけれども、それで実際に来ていただいた方もおられます。が、依然として数としてはそれでも無視をされるというケースの方が多いです。そういうような形で、とにかく私ども、保険証が本人の手元にないないということ、そういうこと自体がよくないことですので、被保険者にそれでも保険証は渡したいので、とりあえずは来ていただくように努力をしているところなんです。

○木澤委員長 もう1点、資格書についてもこれまで機械的な発行はしないしてほしいということで要望してきましたけど、この点については来年度どういう対応をされますか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 資格書については、例えば中学生の問題とか国会などで話題になりましたので、基本的には斑鳩町としてもできる限りは出さないという方向ではいきたい

とは思いますが。ただ悪質な滞納者の方をそのままほっとくというわけにもいきませんので、まずはちょっと資格書を発行する斑鳩町のルールをつくって徹底をしていきたいというふうに思っております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第12号 平成21年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第12号

平成21年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の45ページをごらんいただきたいと思います。

45ページの特別会計予算書を朗読させていただきます。

平成21年度 斑鳩町老人保健特別会計予算

平成21年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,684万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは座らせていただきまして、御説明を申し上げさせていただきます。

まず、この特別会計予算の概要についてでございます。予算総額としまして歳入歳出それぞれ3,684万円で、前年度対比で2億716万円、84.9%の減となっております。

ります。後期高齢者医療制度の実施に伴い、この特別会計におきましては平成20年3月までの受診で、月おくれで請求されます医療給付及びそれに付随する事務に係ります費用を特別会計に入れさせていただいております。老人保健制度での医療の受診は現在はありませんけども、月おくれ請求に対応するために平成22年度までこの特別会計の設置が義務づけられているものであります。

それでは51ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに歳入予算でございます。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目医療費交付金では、本年度予算額は1,877万6,000円を計上しております。前年度予算額に比較しまして1億1,237万4,000円、85.7%の減となっております。歳出科目の医療給付費等の総額に制度上の負担割合を乗じて積算をいたしております。第2目審査支払手数料交付金であります。本年度予算額は6万1,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして77万6,000円、92.7%の減となっております。歳出科目の審査支払手数料に対する支払基金からの交付金であります。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目医療費負担金であります。本年度予算額は1,141万7,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして6,115万円、84.3%の減となっております。第1款の支払基金交付金と同様に所定の負担割合により積算しております。

次に52ページ、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目医療費県負担金であります。本年度予算額は285万4,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1,528万8,000円、84.3%の減となっております。第1款の支払基金交付金と同じように所定の負担割合により積算をいたしております。

次に、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金であります。本年度予算額は372万8,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1,757万2,000円、82.5%の減となっております。第1款の支払基金交付金と同様に所定の負担割合により積算をしており、一般会計予算の第3款民生費より繰り入れ措置を行うものであります。

次に53ページ、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額を計上させていただいております。この特別会計の前年度の精算により、歳入超過となった場合にその超過額をこの科

目に受け入れするものであります。

次に、第6款諸収入、第1項雑入、第1目第三者納付金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額であります。交通事故などの第三者に起因する医療給付に伴う損害保険からの補てん金などを受け入れるものであります。

次に54ページ、第2目返納金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額を計上しております。医療給付に返還金が生じた場合など、この科目で受け入れるものであります。

次に、第3目雑入であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。前年度と同額であります。

続きまして55ページ、歳出予算についてであります。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。本年度予算額は67万3,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして226万1,000円、77.1%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で一般会計繰入金として67万2,000円、一般財源で1,000円となっております。医療給付等に係る事務に要する経費を計上しております。

次に、第2款医療諸費、第1項医療諸費、第1目医療給付費であります。本年度予算額は3,500万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1億8,500万円、84.1%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で1,116万7,000円、県支出金で279万2,000円、合わせて1,395万9,000円、その他で支払基金交付金1,825万1,000円、一般会計繰入金279万円、合わせて2,104万1,000円となっております。月おくれで請求されるであろう医療費を推計し、予算計上をいたしました。

次に56ページ、第2目医療費支給費であります。本年度予算額は90万円を計上しております。前年度予算額と比較しまして1,910万円、95.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で25万円、県支出金で6万2,000円、合わせて31万2,000円、支払基金交付金で52万5,000円、一般会計繰入金で6万3,000円、合わせて58万8,000円となっております。高額医療費の支給が主なものであります。

次に、第3目審査支払手数料であります。本年度予算額は6万5,000円を計上しております。前年度予算額と比較しまして79万9,000円、92.5%の減となっ

ております。予算の財源内訳は、支払基金交付金で6万1,000円、一般会計繰入金で4,000円、合わせて6万5,000円となっております。医療機関から請求されたレセプトの診療内容及び請求額等の審査を国保連合会等に委託する経費であります。

次に、第3款諸支出金、第1項償還金、第1目償還金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。平成20年度決算の確定に伴う支払基金、国・県からの交付金の精算において超過交付が生じた場合、この科目より返還するものであります。

次に57ページ、第2目還付金であります。本年度予算額は1,000円を計上しております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。第三者納付金等に過誤徴収が生じた場合、この科目より返還するものであります。

最後に、第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費であります。本年度予算額は、前年度予算と同額の20万円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で20万円となっております。

以上、簡単ではありますが、斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。何とぞ温かい御審議を賜りまして、原案どおり御承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長 老人保健特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。特別会計予算書の45ページから57ページまでです。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 すいません、1点だけちょっとお尋ねしたいんですけど、老人保健会計というのはシステムの基金なんか、22年度で廃止ですけど、お金は残らないようなシステムになっておるんでしょうか。残った場合、どうしたらいいとかそういうことは考えんでもいいように残らないようなシステムなんですか。

植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 老人保健特別会計は、実際には医療に対する給付と、それに対する財源を入れるというだけですので、最終年度でいわゆるゼロで、余るということではないです。

○木澤委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 それではないので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第13号 平成21年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、まず議案書の朗読をいたします。

議案第13号

平成21年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは続きまして、特別会計予算書の59ページをお願いいたします。

予算総則を、まず朗読をさせていただきます。

平成21年度 斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成21年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ423万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座って御説明申し上げます。

それでは予算書の61ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入予算についてであります。第1款繰越金として、前年度からの繰越金422万8,000円を計上しております。

次に、第2款諸収入についてであります。預金利子等で2,000円を計上しております。

続きまして、歳出予算についてであります。

第1款総務費として、財産区の維持管理に要する経費60万5,000円を計上して

おります。

次に、第2款予備費として362万5,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算の御説明とさせていただきます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○木澤委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。特別会計予算書の59ページから63ページまでです。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 管理費ということで60万出してるんですけど、これ420万やから、あと7年ほどで、このままいくとゼロになってくるんですよ。それから後はどうされるんですか。

○木澤委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 大字龍田財産区ということなんで、財産を持っておりますんで、その財産を処分したお金で今後運営していかなければならないと考えておるところでございます。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 なるほど、そのとおりだと思うんです。堤防と池、その財産を処分するというのは、結局、町が買入れるということなんですか。

○木澤委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 そういったことも考えられると、町が買い取ってということだと思います。

○木澤委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 たしか堤はもう町の所有になってるということは、あと池部分ですね。これ水利権があるとは思いますが、そこら辺、7年向こう先の話ですから詳しくは聞きませんが、そこら辺、水利組合とうまいこと話していただきたいと思います。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて議案第14号 平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、まず議案書を朗読をさせていただきます。

議案第14号

平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記の件について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成21年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

恐れ入ります、予算書の65ページをお願いいたします。

朗読をさせていただきます。

平成21年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,750万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 1 年 3 月 2 日 提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、予算書に関する説明により御説明を申し上げます。恐れ入ります、座って説明を進めさせていただきます。

それでは、7 1 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、第 1 款分担金及び負担金では、公共下水道加入負担金として 2 0 0 戸の接続を見込み、2, 0 0 0 万円を計上いたしております。今年度は龍田西污水幹線が完了したことにより、新たに龍田西 3 丁目及び龍田西 6 丁目区域の供用開始に伴う接続を主に見込んでおります。

次に、第 2 款使用料及び手数料、第 1 項使用料では、下水道使用料として新たな接続件数 2 0 0 戸の使用料金を見込み、前年度より 5 1 4 万 4, 0 0 0 円増額の 6, 6 0 2 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。第 2 項手数料では、排水設備指定工事店指定手数料及び更新手数料、排水設備工事責任技術者登録手数料及び更新手数料として 4 1 万円を計上いたしております。

次に、7 2 ページをお願いいたします。

第 3 款国庫支出金では 2 億 9, 8 0 0 万円を計上し、都市水環境整備下水道事業費補助金で 2 億円、汚水処理施設整備交付金で 9, 8 0 0 万円となり、前年度と比較いたしまして 1 億 2 0 0 万円の減額となっております。昨年度と比較いたしまして、継続工事として取り組んでおります単線工事のうち、龍田西污水幹線工事と神南污水幹線工事が完成したことにより国庫支出金が減額となっております。第 4 款繰入金につきましては 3 億 6, 1 4 5 万 7, 0 0 0 円を計上し、前年度に比べ 2, 5 1 3 万 2, 0 0 0 円の増額となります。

次に 7 3 ページの第 6 款諸収入では、雑入として消費税還付金等で前年度より 4 4 7 万減額の 2, 1 0 0 万円を計上いたしております。

次に 7 4 ページをお願いいたします。

第 7 款町債につきましては 5 億 8, 0 6 0 万円を計上し、前年度と比較いたしまして 1 億 6, 6 2 0 万円の減額となります。

次に 7 5 ページの歳出について御説明をさせていただきます。第 1 款公共下水道費、第 1 項下水道管理費、第 1 目下水道総務費につきましては 2, 6 3 9 万 2, 0 0 0 円を計上し、前年度と比較いたしまして 9 4 8 万 3, 0 0 0 円の減額となっております。主

な内容といたしましては、人件費の減によるものでございます。

次に76ページをお願いいたします。

第2目施設管理費では3,674万円を計上しております。前年度と比較いたしまして170万4,000円の増額となります。これは下水道使用水量の増加に伴い、県へ支払います汚水の処理費といたしまして流域下水道維持管理負担金の増加を見込んでおります。

続きまして、77ページの第2項下水道新設改良費では8億6,908万4,000円を計上し、前年度と比較いたしまして2億6,629万円の減額となります。事業概要といたしまして面整備につきましては、龍田西6丁目、神南3丁目、興留1丁目、興留9丁目、龍田南1丁目地区の約6ヘクタール、整備延長といたしまして約3,800メートルを予定いたしております。幹線管渠につきましては、平成11年度に発注いたしております2工区－1工事で神南3丁目から神南5丁目までの530メートルの管渠築造工事を、3カ年の継続事業として平成21年度の完成に向けて進めてまいっております。

続きまして、79ページをお願いいたします。

第2款流域下水道費につきましては1,718万4,000円を計上しております。流域下水道事業費につきましては、幹線管渠が完成しましたことから229万2,000円の減額で、この費用につきましては主に流域下水道センターの処理場の整備にかかるとなっております。

次に、第3款公債費では、第1目元金で2億1,896万2,000円、第2目利子につきましては1億7,913万8,000円を計上いたしております。

続きまして、68ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表、債務負担行為について御説明をさせていただきます。債務負担行為につきましては、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例に伴う利子補給及び損失補償でございます。

次に第3表、地方債についての目的限度額でございますが、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、何とぞ原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○木澤委員長 公共下水道事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。特別会計予算書の65ページから88ページまでです。

伴委員。

○伴委員 80ページの職員の数を出していただけてますけど、前年度に比べて7名から6名になられてますけど、これで回っていくような格好になるわけでしょうか。

○木澤委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 人事に関係しますので、私の方がお答えさせていただきます。

まずは予算に計上いたします人件費関係につきましては、現状の人数で計上いたしております。そうしたことから、現状の6名で計上いたしておる次第でございます。4月以降の人数につきましては、人事異動の中で各課の事務量も勘案しながら決めてまいりますので、今ここでご答弁はできない状況ではございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

木田委員。

○木田委員 この使用料いうんですか、6,602万3,000円ということになるんですけども、ちょっと前年度に比べて514万4,000円かふえてますけど、鳩水園の方の需用費なんかやったら6,900何万と、それと委託料で5,900万、1億3,000万ぐらいそちらの方にもかかっておりますので、もうちょっと供用を開始してるから、それを使ってもらえるようになっていかないかなのと違うのかなと、21年度予算に200戸と言ってはるけど、もうちょっとそれ前向きにいかへんのかなと思いますけどどうですやろね。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 一応平成21年度は200戸を見込んでおりますが、現段階で整備が終わって、従来この今の伸びを見た中で計上させていただいておる数字でございます。全体といたしましては、約2,000戸近くに次年度は接続していただけるであろうという見込みを持っておるわけですが、2,000戸近くなる見込みを持っておるわけですが、できるだけ1戸でも1軒でもたくさん接続していただけるように、従来以上にまた接続に関する啓発活動に回りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○木澤委員長 木田委員。

○木田委員 同僚議員がいろんなチラシ、配られたことによってこういう事業が前へ進ん

でないようにも思いましたけども、それについては全く影響ないと、町が一生懸命になつたらそういううわさというようなもんは消えてしまうと思っておられるのかどうかですわね。もっと積極的に広報というんですか、供用してもらえようになんとか工夫、そして努力をしていただきたいと思いますけども、あと簡単で結構ですので、１年間で２００戸言うてんと、２００もうちょっとでもいいけるように何か考えてほしいと思いますけどどうですか。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 これは今年度の話なんですけども、せんだって日曜日にも集中浄化槽の区域、龍田西６丁目区域にもじかに説明会にお伺いして説明に行った状況でございます。また旭ヶ丘自治会におきましても、それから同じ龍田西６丁目なんですけども、旭ヶ丘自治会につきましてもプロジェクトチームを作成いただきまして、我々出向いて説明をさせていただいた状況でございます。また、今の委員会でも御説明させていただいた経緯もございますが、接続できる御家庭に関しましては戸別にチラシを配布して、またはお会いできる御家庭につきましては直接面談をさせていただいて、いろんな状況、資料を収集して、今後の啓発活動の糧になるように我々といたしましても努力をさせていただいております。その話をする中で、いろんなチラシの問題も御意見はいただいた中で、これは必要なものであるという理解をいただいている方の方が多いと私は考えております。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

中川議長。

○中川議長 さっきの池田部長の答弁で、８０ページの前年度は１９年度で、本年度は２０年度の分を書いてもらったという考え方でよろしいか。

○木澤委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 ここで言いますと、本年度は２１年度であります。前年度は１９年度当初予算であります。当初予算では７人でやっておりましたけども、人事異動の中で１減になって現状は６名であります。その現状の６名で、平成２１年度は予算計上をさせていただいておりますということで御理解をいただきたいと思います。

（複数発言あり）

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 本年度、そやから２１年度ということですやろ。この４月以降ですやろ。それ

6人でこれ明記してもうて、4月以降の人事異動についてはここって言えませんかおかしいでしょう。

○木澤委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 4月の定期異動でどうなるかというのは今後決めていきますのでということです。昨年も当初は7人でしたけども、人事異動の中で1減となって6名になっております。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 本年度は21年度ですやろ。

○木澤委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 人事異動の中で決めていきますので、4月以降はどういうふうになるかはここではまだ言えない状況ですので、現状の6名で予算計上をさせていただいております。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 使用料にかかわってお聞きするんですが、一般家庭の単独浄化槽の検査の内容っていうんですか、ちょっとお聞かせいただけます。どうなったら完了やいうの、単独浄化槽の家庭の場合。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 どういう内容でしょう。浄化槽の検査に関することですか、それとも。

○中川議長 下水につなぐのに、つなぐのに検査しますやろ。

○木澤委員長 暫時休憩します。

(午後4時01分 休憩)

(午後4時01分 再開)

○木澤委員長 再開いたします。

谷口下水道部長。

○谷口下水道部長 工事が完了いたしまして、担当職員が検査に回るわけですが、まず鏡と光を通しまして中をのぞきます。そして、それと同時に最上流から水を流していただきます。その流れぐあいを目視で確認すると。それとあとは土破りがどの程度入っているか、申請どおりにでき上がっているかどうかの検査をしていくという状況です。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 単独というのはトイレだけが浄化槽につながってますわな、単独浄化槽は。それで手洗い場、台所、おふろは直接水路に流れてますわな。その水路に流れてるやつをどない接続しますねん、ちょっと私らそういう事業にかかわってないからわからへんから教えていただきたいんですが、それはどないつなぎますねん。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 まず公共下水といいますのは、汚水が専有になります。雨の水というのは必ず側溝なり、従来、水路に流していただくことになります。従来、単独浄化槽ですと、もとは専門語で言いますと合流層、合流パイプで流れてる状態になりますので、まず一番経費的に安く上がるのであれば、その合流パイプにどれだけの汚水が流れ込んでるかいうのをまず確認していただいて、それで接続がえをしていただく。とにかく雨だけを出すように。もし雨だけ外す場合には、その雨の部分を会所、会所をつけて雨をひらっていただいて、全体を汚水パイプから外すということになります。以上です。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 キッチンとか手洗い場、おふろのやつをどないつなぐのかを。雨はよろしいねん。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それぞれ犬走りのところに出ております、そのパイプに、従来、汚水升は技術に適合できた升を使っただけであればそれを使うことができますけども、なければもう新たな升に入れかえていただいて接続するということです。ですから、それはもう指定工事店が図面を作成して持ってきますので、その図面に基づいてトイレ、洗面所、おふろというような感じで確認をしながら、すべて検査をしていくということでございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 そしたら朝の教育費の小学校、中学校の下水道につなぐ、トイレはつなぐ、手洗いはつなぎませんというのはどうなんでしょう。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それぞれその予算の都合とかいろんな形態いろいろあると思います。ただ我々、ちょっと御相談させていただいておりますのが、聞かせていただいておりますのは、中学校の場合は非常に大きな距離があるということで、また施工するのに非常に複雑な施工が必要になってくるいうのを聞かせていただいております。従来、まず第

一段階としてトイレの汚水を公共に流していただいてというのは一番重要な関係になってきますので、まずそれを先行していただけるという話は聞いております。それとあとはそれに付随してくる汚水雑排水の接続いうことで聞いております。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 使用料についてはどのような計算されますの。もう供用を開始してるということで、水道のメーター掛けるトン、立米１２０円ですか、それでもう計算して徴収しますのか。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 水道のメーターに基づいて徴収することになるということでございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 これも教育費が終わってるから、教育長の答弁はもうよろしいけど、中学校の方は負担金１０万円おまへんねん。小学校の方は負担金が１０万円、これ乗ってまんねん。ここらは上下水道部長のわかる範囲でよろしいけど。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 中学校の場合、既にプールはもうつないでいただいております。そうしたこと負担金は既に支出しておるという状況でございます。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 トイレだけをつないでもう供用開始やいう判断で、トン１２０円の使用料をいただいて、それで検査済みという形の取り扱いやな。一般家庭ではそなん認められまへんねんな。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 一般家庭でも全く正反対の放流形態を配慮させていただいてまして、メインになる、これだけはもうちょっとおくらせてつなげてくれということにつきましては、完全にうちに書類として受けておりまして、そういうことも可能な形で進めさせていただいております。ただし今議長がおっしゃったみたいに、水道のメーターが基本になりますので、その徴収についてはもう水道メーターで調整させていただきますという面を言っております。今の中学校の場合もそういった形で順次接続をしていただけるということでございますので、そういった形でこっちの書類の方も即していくということになりますので御理解いただきますようお願いいたします。

○木澤委員長 中川議長。

○中川議長 今、部長おっしゃるように、一般家庭でもそういう事情のあるところによってはそういうのを認めてることですね。

○谷口上下水道部長 はい。

○中川議長 ではそのように。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

そうしましたら、すいません、私ちょっと確認させていただきたいんですが、これまでずっと、もともとの財政計画と照らして進捗状況がどうなっているかということをお尋ねしてきたんですけども、来年度の予算計上をしていただいている中のいろいろ使用料とか、あとちょっと確認をさせていただきたいんです。平成19年の8月の建設水道常任委員会で平成30年までの下水道の財政推計表を出していただいているんですけど、それと照らして見ますと、これ決算ベースでつくっていただいていると思いますんで、若干予算とあと数字がずれるかもしれませんが、水道の使用料については、平成21年度で8,800万円で予定されている分が6,600万円に21年度予算で計上ということだと、この数字の違いについてはどう見たらいいんでしょうかね。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 若干数字につきましては、決算の段階で、例えばこれ推計する中で人口関係に関しましては、人口増の推計、人口減の推計といろいろあると思いますけど、人口推計いたします。そうした中で当初、人口推計する中でそんだけの接続を見込めるであろうという形でつくった推計でございますので、実際にも決算うつたびに若干の修正はかけております。ですから当初、推計表を提示させていただいたのと、2回か3回ぐらい訂正をかけたのを出させていただいておると思います。1回ですね、すいません。そういったことで推計する上での誤差であるということで御理解いただきたいと思います。

○木澤委員長 私の持つてる資料はちょっと古いものであって、そこから訂正等を加えたものを出していただいているということで、私ちょっとそれについては今持ちあわせてないんですけども、整備面積については年度ごとに区域を決めて拡大していただいておりますけど、トータル的に見て、この推計表ちょっと古いので申しわけないんですが、このときの数字だと全部足してくると、単位はわからないんですけども、毎年毎年18、18、17とか整備面積を決めていただきまして、平成21年度で170という数字に

なってるんですが、その整備の到達度としてはどうなんでしょうか。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 ちょっとそのデータは古いかなと思います。実際に２０年度におきましては１４５ヘクタールの見込み、２１年度につきましては１５５ヘクタールの見込みで、使用水量、使用収入につきましても、２０年度の見込みでは６，１４０万、２１年度では６，６４０万といった数字に修正はかけております。そういったことで若干資料の方、訂正をかけてるということで御理解いただきたい。

○木澤委員長 わかりました。何でこんなことを聞くかいうたら、後の借金を返済していかないかんことで組んでいただいている財政推計表でありますんで、この計画に沿って進んでるかというのは、やはりその時々でチェックをさせていただきたいと思って質問させていただきましたんで、また今後改定された資料もまた出していただけるといいますんで、それも見せていただきながら進捗状況を見せていただきたいと思います。

あともう１点ちょっと聞きたいんですが、今、社会情勢的に経済危機なんかもあって本当に住民の皆さんの暮らしも大変やと思うんですけども、以前から申し上げてきました助成制度の設置について、今どのようにお考えになっているかお示しいただけますか。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 従来から御説明させていただいております融資あっせん、利子補給制度、助成制度ですけども、そういった形をより利用していただきやすいような形で、その都度申請が上がりますと金融機関にも、手助けといたらおかしいですけども、協力させていただいているということで、その他のその助成についても現段階、検討はしておりません。

○木澤委員長 現在検討はされていないということですが、計画を見る中で計画としては順調に進んできているのかなというのはうかがえたんですが、社会情勢を見る中でそうした対応が私は必要ではないかなと思ってますんで、現在考えておられないということですが、改めてまた御検討いただきますように要望だけしておきたいと思います。

ほかにございませんか。

伴委員。

○伴委員 今、委員長の質問の中で部長が整備面積、平成２１年度は１５５ヘクタールと私には聞こえたんですが、こっちのこの関係資料の４２ページに１５０ヘクタールになってますけど、これは何でですやろ。

○木澤委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 私、ちょっと推計表をもとに説明させていただきましたんで、その辺の話、何を基本に話をするかということで、申しわけないです、そういう誤差が発生したということで御理解願います。

○木澤委員長 ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、ないようですので、これをもって公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって本日の審査を終了いたします。

明日 11 日午前 9 時から、本日の続きから引き続いて予算常任委員会を行いますので、定刻に御参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後 4 時 14 分 散会)